子どもの生活実態調査報告書 【考察版】

平成 30 年 11 月

八王子市

【集計方法など】

- 世帯タイプは、保護者票の子どもと同居している状況の回答から判別している。その ため、各制度や公的統計の定義とは必ずしも一致しない場合もある。
- n値が表示されている図表は、分析において必要だと判断した場合に限る。
- 掲載している図表の値は、それぞれ少数第二位を四捨五入して、少数第一位まで表示 しているため、合計で100にならない場合もある。

目次

I		はじめに	1
П		調査結果について	4
	1	生活困難	4
		子ども・若者貧困研究センターの考察	4
		関連自由記述	5
		実施している主な事業・取組	6
		市の考え	6
	2	居住形態	7
		子ども・若者貧困研究センターの考察	7
		関連自由記述	7
		実施している主な事業・取組	8
		市の考え	8
	3	相談	9
		子ども・若者貧困研究センターの考察	9
		関連自由記述	10
		実施している主な事業・取組	11
		市の考え	12
	4	食	12
		子ども・若者貧困研究センターの考察	12
		関連自由記述	13
		実施している主な事業・取組	13
		市の考え	14
	5	自己肯定感	14
		子ども・若者貧困研究センターの考察	14
		関連自由記述	15
		実施している主な事業・取組	15
		市の考え	15
		健康	
		子ども・若者貧困研究センターの考察	16
		関連自由記述	17
		実施している主な事業・取組	17
		市の考え	18
	7	学び	18
		子ども・若者貧困研究センターの考察	18

関連自由記述	19
実施している主な事業・取組	20
市の考え	20
8 居場所	21
子ども・若者貧困研究センターの考察	21
関連自由記述	22
実施している主な事業・取組	23
市の考え	23
9 公的支援の利用と周知	24
子ども・若者貧困研究センターの考察	
関連自由記述	25
実施している主な事業・取組	26
市の考え	
巻末資料	27
図表	27
	実施している主な事業・取組

I はじめに

市は、平成 29 年度に「子どもの生活実態調査」(以下、「本調査」という。)を実施し、平成 30 年 6 月に『子どもの生活実態調査報告書【結果版】』をまとめました。その際、本調査の分析を依頼した首都大学東京子ども・若者貧困研究センターからは、調査結果をもとに「考察」をいただいています。また、調査対象者には調査時に困りごとや悩み事に関する自由記述をいただきました。

本報告書では、上記を踏まえ、子ども・若者貧困研究センターからの「考察」及び調査の各分野における調査対象者の自由記述、及び本市の取り組みと「考察」に対する市の考え方をまとめました。

巻末には、「考察」に関連する図表を掲載しています。また、「子ども及び子育て世帯に係る主な事業・ 取組」及び、本調査結果を反映した「八王子ビジョン 2022 アクションプラン」における子ども及び子 育て世帯に係る主な事業(平成 31 年度~33 年度実施計画)も合わせて掲載しています。

子どもの生活実態調査報告書【考察版】のページ構成(各テーマの見方)

1生活困難 一

子ども・若者貧困研究センターの考察

○ ひとり親世帯では、無職が少なく、約8割が就労しており、特に中学2年 生の保護者においては正規雇用が約4割と多い(図表1-2、図表1-3)。

関連自由記述

困っていること悩みごと(保護者票)

▶ 受験などの年になったときの学費が念出できるか。(小5)

実施している主な事業・取組

事業・取組	内容	所管名
生活保護法	国が生活に困窮する方に対し、その	生活福祉総務課
	困窮の程度に応じて必要な保護を行	生活福祉地区第一課
による扶助	い、健康的で文化的な最低限度の生	生活福祉地区第二課
事業	活を保障し、自立を助長する。	

市の考え

ひとり親世帯の生活困難度は大幅に高い、という結果が出たが、その原因に ついては今回の調査だけでは導き出せない。ひとり親世帯のアンケート調査な 【テーマ】本報告書では9つの テーマで構成されています。

【子ども・若者貧困研究セン ターの考察】子ども・若者貧困 研究センターの考察及び意見を 掲載しています。〇に巻末に掲載 したグラフに対応する図表番号 を掲載しています。

【関連自由記述】本調査では、 保護者に「困っていることや悩 みごと」を聞いています。テー マに関連する、主に保護者の自 由記述をそのまま載せていま す。

【実施している主な事業・取 組】テーマに関連する各所管の 取組を掲載しています。

【市の考え】テーマ毎の考察、 自由記述、を踏まえ、現在の取 組や今後の取組を掲載していま ま

平成29年度「子どもの生活実態調査」について(子どもの生活実態調査報告書【結果版】から)

・調査対象

本調査の調査対象は、市立小学校に在籍する全ての小学5年生の児童及びその保護者並びに市立中学校に在籍する全ての中学2年生の生徒及びその保護者である。

対象者(全数調査)	対象人数	市内の該当年齢*の子どもの数	市立学校の在籍率
市立小学校5年生	4,813名	4,941名	97. 4%
市立小学校5年生の保護者	4,813名		
市立中学校2年生	4,388名	4,951名	88. 6%
市立中学校2年生の保護者	4,388名		

※ 平成18年4月2日~平成19年4月1日生まれ(10~11歳)平成15年4月2日~平成16年4月1日生まれ(13~14歳)

•調査期間

平成 29 年 7 月 18 日 ~ 平成 29 年 9 月 12 日 (ただし、平成 29 年 9 月 26 日までに市に届いたものを有効回答とした。)

• 回収率

子ども票の対象人数を母数として算出した回収率は、下記の表のとおりである。調査票は、分析をするうえで、世帯ごとに、子ども票と保護者票で一対になることを基本としている。子ども票、又は保護者票のみ回収された場合は、欠如する保護者票若しくは子ども票の回答部分をすべて無回答として、分析した。

八王子市の回答数(上段)および回収率(下段)

	子ども票	保護者票	(うち) 親子のマッチング ができた票	分析対象
公左松居	2,872	2,879	2,866	2,885
全年齢層	31.2%	31.3%	31.1%	31.4%
小学5年生	1,618 (うち子ども票のみ2票)	1,623 (うち保護者票のみ7票)	1,616	1,625
	33.6%	33.7%	33.6%	33.8%
中学2年生	1,254 (うち子ども票のみ4票)	1,256 (うち保護者票のみ 6 票)	1,250	1,260
	28.6%	28.6%	28.5%	28.7%

生活困難度について (子どもの生活実態調査報告書【結果版】から)

首都大学東京「子ども・若者貧困研究センター」では、子どもの「生活困難」を、①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如、の3つの要素に基づいて分類しているが、本市も同じ定義を使用した。

① 低所得

世帯所得(勤労収入、事業収入等+社会保障給付)を、 世帯人数の平方根で割り算した値(=等価世帯所得) が、厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査」から算 出される基準未満の世帯

<低所得基準>

世帯所得の中央値 428 万円÷

 $\sqrt{\text{平均世带人数}(2.47 \text{ 人}) \times 50\%}$ = 136.2 万円

二人世帯の場合=192.6 万円

四人世帯の場合=272.3 万円

② 家計の逼迫

経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣服を買えなかった経験などの 7 項目のうち、1 つ以上が該当

- 1 電話料金
- 2 電気料金
- 3 ガス料金
- 4 水道料金
- 5 家賃
- 6 家族が必要とする食料が買えなかった
- 7 家族が必要とする衣類が買えなかった

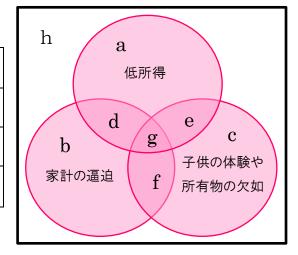
③ 子どもの体験や所有物の欠如

子どもの体験や所有物などに関する 15 項目のうち、<u>経済</u>的な理由で、欠如している項目が 3 つ以上該当

- 1 海水浴に行く
- 2 博物館・科学館・美術館などに行く
- 3 キャンプやバーベキューに行く
- 4 スポーツ観戦や劇場に行く
- 5 遊園地やテーマパークに行く
- 6 毎月おこづかいを渡す
- 7 毎年新しい洋服・靴を買う
- 8 習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる
- 9 学習塾に通わせる(又は家庭教師に来てもらう)
- 10 お誕生日のお祝いをする
- 11 1年に1回くらい家族旅行に行く
- 12 クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる
- 13 子供の年齢に合った本
- 14 子供用のスポーツ用品・おもちゃ
- 15 子供が自宅で宿題(勉強)をすることができる場所

生活困難層 (困窮層・周辺層)、一般層

生活困難層		困窮層+周辺層(a+b+c+d+e+f+g)
困窮層		2つ以上の要素に該当(d+e+f+g)
	周辺層	いずれか1つの要素に該当(a+b+c)
一般層		いずれの要素にも該当しない(h)



Ⅱ 調査結果について

1 生活困難

子ども・若者貧困研究センターの考察

考察1【世帯タイプと保護者の就労状況】

- 小学5年生及び中学2年生の世帯はともに約8割は、ふたり親世帯の核家族(ふたり親二世代世帯)に育っている。ふたり親三世代世帯は、全体の1割ほどである。ひとり親世帯の割合は、東京都が平成28年に実施した「東京都子どもの生活実態調査」(以下、「都調査」という。)に比べると、若干低いが、それでも約1割存在する。この割合は中学2年生の方が小学5年生よりも高い。(図表1-1)
- 保護者の就労状況では、母親の就労においては、すべての世帯タイプで自営・家業・その他、無職の割合が都調査に比べて低い。ふたり親世帯では、おおまかな傾向(非正規が約半数、正規が約2割、無職が2~3割)は変わらない。ひとり親世帯では、無職が少なく、約8割が就労しており、特に中学2年生の保護者においては正規雇用が約4割と多い。(図表1-2、図表1-3)
- 父親の就労においては、約8割5分は正規雇用の職についており、自営・家業・その他は1割、 非正規雇用、無職は1~2%ほどである。(図表1-4、図表1-5)

考察2【生活困難度】

- 都調査と比較して、ひとり親世帯や無職といった経済的に不利な属性の世帯が少ない一方で、生活困難度でみると、若干高い傾向にある。小学 5 年生では困窮層が 5.7%、周辺層が 17.3%、中学 2 年生では困窮層が 9.9%、周辺層が 18.0%となる。(図表 2-1)
- 本調査では、約4世帯に1世帯が生活困難度を判別できず(判別するための変数の一つ以上が無回答)、このようなアンケート調査では、判別できないケースは貧困に偏る傾向がみられるため、 生活困難を抱える世帯はこれ以上存在する可能性がある。(図表 2-2)

¹ 東京都福祉保健局が平成28年に実施した、都内の4 自治体(墨田区・豊島区・調布市・日野市)に 在住の小学5年生、中学2年生の子ども本人とその保護者を対象としたアンケート調査。本調査と対 象学年(ただし、本調査は市立のみを対象としている。)が同じであり、質問内容も共通の設問が多い。

- 都調査のひとり親世帯に比べて、八王子市のひとり親世帯の生活困難度は大幅に高い。小学 5年生では、困窮層が 22.9%(図表 2-3)、中学 2年生では、37.7%となっている(図表 2-4)。ひとり親世帯の就労状況は、むしろ八王子市の方がよい数値が見られるので、就労していても経済状況が厳しいことが伺える。
- 生活困難の具体的な内容として、食料が買えない、衣類が買えない、公共料金の支払いが滞る、といった状況は、特に困窮層では 2~3 割見られる(図表 2-5~図表 2-12)。そのため、生活支援として、食に関するもの、衣服などに関するもの、住宅に関するものなどのニーズは高いと考えられる。
- 「その他債務」の滞納は全体でも小学 5 年生で約 4%、中学 2 年生で約 5%の家庭で見られる。(図表 2-9、図表 2-10)
- 債務の実態把握および支援策の検討が必要であろう。
- ひとり親世帯に関しては、中学生の家庭の生活困難度が高いため、中学生の子どもがいる家庭を 対象とした支援策にプライオリティを置くべきである。
- 中学2年生のふたり親世帯においては、困窮層の割合と周辺層の割合ともに、1世帯あたりの子ども数が増えるにつれて多くなっている。子どもが1人の世帯と2人の世帯を比べると、困窮層と周辺層それぞれの割合において約2倍の差がみられた。(図表2-13)
- このことから、子ども数の多い世帯を支援していくことも重要である。

関連自由記述

困っていること悩みごと

(小学5年生の保護者)

- ▶ 受験などの年になったときの学費が念出できるか。
- ▶ 仕事を増やしたいが、私が仕事を増やしたところで家事を誰かが手伝ってくれるわけではなく、自分の負担が増えるだけ。
- ▶ 収入と支出のバランスで、貯められない。金が。農家の方、企業の方で余った食物を"もってかえっていーよー"っていう場所があったらなぁ。お金貯められる人って、実家が野菜送ってくれたりしている。

(中学2年生の保護者)

- ▶ 就職をしたのだが、思う程、収入が少なく生活が貧しい事。保育士としてのスキルはなかな か難しく、いい就職先に恵まれていないのが現状。悩みです。
- ▶ 教育費が足りない→生活費から充てんする→生活が苦しくなる。子どもが願う様にはしてやれない辛さ(塾に行きたいらしい)。

実施している主な事業・取組

事業・取組	内容	所管名
生活保護法による扶	国が生活に困窮する方に対し、その困窮の程度	生活福祉総務課
	に応じて必要な保護を行い、健康的で文化的な	生活福祉地区第一課
助 	最低限度の生活を保障し、自立を助長する。	生活福祉地区第二課
卢克扣 款士经审类)z	生活困窮者に対して、就労支援事業、家計改善	
自立相談支援事業に	支援事業などの活用により、生活の自立を支援	生活自立支援課
よる各種支援 	する。	
	認定基準に該当した小・中学校に就学する児	
수/	童・生徒の保護者に、学用品費や校外活動費、	数 去土 运 钿
就学援助 	給食費などの就学援助費を支給し、保護者の経	教育支援課
	済的な負担軽減を行う。	
四乙学房体部类, 白杏	ひとり親家庭の母又は父等に対して、一人ひと	
日本学 1 日本 1	りに合った就業支援、就業支援講習会、養育費	子育て支援課
支援センター事業 	相談などの生活支援を実施する。	
スカイ中の士の辞職	八王子市とハローワーク八王子(マザーズコー	
子育て中の方の就職	ナー) の共催で、実務に役立つパソコン講習会	産業政策課
支援	及び就職面接会を実施する(託児付)。	

市の考え

都調査と比較して、ひとり親世帯の生活困難度は大幅に高い、という結果が出たが、その原因については本調査だけでは導き出せない。ひとり親世帯のアンケート調査など、他の関連する調査なども参考にし、関連する部署とも調整し、今後の対応に活かしていく。

また、ふたり親世帯において、困窮層に該当する世帯数はひとり親世帯より多く、相談の内容は就 労・家計に関するもの以外にも幅広いものがある。生活自立支援課で行っている様々な生活相談支援 について、現在、八王子駅南口総合事務所や南大沢事務所でも相談を受けており、引き続き周知を図 っていく。また、社会福祉協議会が運営する地域福祉推進拠点を活用するなど各地域で相談や支援を 受けられる機会や仕組みを工夫し、積極的な相談・支援体制を整備していく。

就労支援については、複数の所管がそれぞれの支援対象へ就労支援を行っている。ひとり親への支援策としては、所得を上げられるように資格取得を目指すものや、就業支援専門員による相談を通して、キャリアや意欲の向上を図る支援を子育て支援課で行っている。

債務については、生活自立支援課が行っている家計改善支援事業の状況からは、複数の債務を抱えていて、カードローン・カードキャッシングによる債務が多い傾向がみられる。今後も支援を継続するとともに、家計改善支援事業や消費生活センターへの相談などから情報を収集し、債務・滞納など

への適切な対応、効果的な支援及び啓発につなげていく。また、「第3次八王子市子ども育成計画」を 見直すにあたり実施している「八王子市子育でに関するアンケート調査」の家計に関する項目を参考 にして、債務に関する課題も検討していく。

中学生がいる家庭については、公的な支援メニューの周知をより積極的に行うことも有効と考え、 中学校を通じて家庭に行政サービスのお知らせを配布していく。

2 居住形態

子ども・若者貧困研究センターの考察

考察3【居住形態】

- 困窮層、ひとり親世帯において、持ち家率が低く約半数に留まっており、民間の賃貸住宅に居住している割合が多い。(図表 3-1、図表-3-2)
- 困窮層とひとり親世帯に着目すると、小学5年生の方が中学2年生と比べ、公的な賃貸住宅に住んでいる割合が低い。(図表 3-1、図表 3-2)
- 家賃の負担が比較的に少ない都営・市営の賃貸住宅において、入居基準や方法が子育て世帯が不 利になっていないか等、改善の余地がないかの検討が必要であろう。

関連自由記述

困っていること悩みごと (小学5年生の保護者)

- ▶ 家賃の安い所へ引っこしたいが、時間もお金もなく日々、先の心配ばかりで、楽しめないし 辛い。
- ▶ 生活が苦しくて借金も増えるばかり、家賃も高く、悩みでもあり、まわりに迷惑かけている。 どうしたらこんな生活からぬけられるのでしょうか。

実施している主な事業・取組

事業・取組	内容	所管名
家賃低廉化補助事業	賃貸人に補助金を交付することで、子育て世帯 を含む低額所得者に市営住宅並家賃の民間賃 貸住宅を供給する。	
市営住宅の入居者募集	・子育て世帯については入居資格の所得要件を 緩和する。 ・ひとり親世帯は、ポイント(点数評価)方式 の場合は子育て世帯の加点に更に加点する。 ・ひとり親世帯は、抽選方式の場合は、2倍の 優遇倍率とする。	住宅政策課
都営住宅の入居者募集 (参考)	・子育て世帯については入居資格の所得要件を緩和している。 ・若年ファミリー世帯向けに定期使用住宅の割当がある。 ・ひとり親世帯は、抽選方式の場合は、7倍の優遇倍率となる。	

市の考え

子育て世帯をはじめ、住宅に困窮する方へ的確に住宅を供給することを目的とし、公営住宅の整備・維持管理のほか、居住支援協議会²の取組等による民間賃貸住宅への入居支援を実施している。

都営・市営住宅等に関する募集については、支援対象者が情報弱者になり易いことも考慮しつつ、 広報はちおうじや市ホームページはもとより、子育て支援課のメールマガジンなども活用して、広範 に周知を行っている。指摘のあった「子育て世帯が不利になっていないか」という点については、平 成30年度から、子育て世帯については入居資格の所得要件を緩和するとともに、入居候補者の決定 に導入したポイント方式においても、子育て世帯については加点をすることとした。また、ひとり親 世帯については、従来の抽選倍率の優遇に加え、ポイント方式において更なる加点をすることとし、 入居支援の充実を図っているところである。

今後は、市営住宅における子育て世帯向け定期使用住宅の導入や、家賃低廉化補助対象住宅の子育 て世帯、ひとり親世帯向に限定した入居者募集を検討するとともに、福祉部門と住宅部門が連携して 制度の周知と入居相談の充実を図り、ひとり親世帯を含む子育て世帯や低額所得者などの住宅確保要 配慮者向けの支援に引き続き取り組んでいく。

²住宅の確保に特に配慮を要する者(低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人等)の民間賃貸 住宅への入居を支援する取組を行う団体

3 相談

子ども・若者貧困研究センターの考察

考察4【相談相手】

- 保護者の約 7%が、相談相手がいないと答えており、特に、困窮層では、その割合は 4 人に 1 人となっている。(図表 4-1~図表 4-3)
- 他者に気持ちを話さない子どもの割合は、両学年ともに約7~8%となっている。(図表 4-4)
- 相談相手がいない保護者や、他者に気持ちを話さない子どもは一定数みられ、これらの人々が気軽に相談できる窓口(匿名の電話相談なども含む)を増やすことが重要である。
- 窓口は、必ずしも「○○相談窓口」といったような公的なものではなく、気軽におしゃべりをするような感覚で話ができる相手・相談場所が多彩にあることが重要である。
- 子どもにとっては、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカー、民生委員・児 童委員といった相談を受ける人材も重要だが、養護教員や児童館の「先生」などの身近で、顔な じみの大人が多数いることが有効である。

考察5【相談窓口の利用状況】

- 全体的に相談窓口として利用した割合が最も高いものは学校の先生や保育所・幼稚園の先生であ り、「先生」は、相談窓口として最も敷居が低いといえる。(図表 5-1、図表 5-2)
- 子ども家庭支援センターおよびスクールカウンセラーは利用割合が概ね 2 割弱となっており、学校の先生、保育所・幼稚園の先生と比較して低い傾向が伺える。(図表 5-1、図表 5-2)
- 子ども家庭支援センターおよびスクールカウンセラーはもともと相談窓口としての役割が期待 されているが、改めて相談に出向くことが必要なこともあり、やや敷居が高いことが可能性とし て考えられる。
- 特にスクールカウンセラーについては「相談したいが、抵抗感があった」と回答する割合が他の 相談窓口と比較して高い。(図表 5-1、図表 5-2)
- 例えば、大阪府で行われている「校内居場所カフェ事業」などのように、相談者がアクセスしや すい工夫が必要であろう。
- 「相談したことがある」割合が低い窓口の一つに民生委員・児童委員が挙げられる。この窓口は、「相談したことがある」割合が低いだけでなく、以前から存在するにも関わらず、「相談したいと思ったことがなかった」と回答する割合が高い。(図表 5-1、図表 5-2)

- 地域の資源としての期待が高まるなか、民生委員・児童委員について保護者が「相談したいと思ったことがなかった」と回答した理由について分析の必要があろう。
- 生活困難度別、世帯タイプ別については、すべての相談窓口において「相談する窓口や方法が分からなかった」と回答する割合が困窮層およびひとり親世帯で高い。(図表 5-3~図表 5-24)
- 金銭的支援等の窓口でもある市役所において、「相談したことがある」と回答した割合はひとり 親、困窮層で半数以下である。(図表 5-3、図表 5-4)
- 市役所へのアクセスの方法や、周知について、より工夫が必要である。

関連自由記述

困っていること悩みごと

(小学5年生の保護者)

- ▶ 相談したいことは山程あるが、母子家庭でフルタイム働いているので、公的機関へ相談は不可能でありストレスになる。市の窓口へ直接手続きするにも、仕事を遅刻、早退しなければならず、どうにかならないか、と感じる。
- ▶ 色々な事で悩みはあるが相談できる所がなく困っていてもそのままになっている。誰がどんな事を相談にのってくれるかわからない。
- ▶ 生活費が足りない時、カードローンを利用し、利息は高いので、返済が大変。母子家庭なので、低金利や、無利息などで借りかえが出来ないか悩んでいます。
- ▶ お金がない。ゆとりがない。将来が不安。子の養育費、教育費、受験、主人の収入の安定が ほしい。
- ▶ 双子の為、何でも2倍のお金が必要な事に困っています。学校の宿泊学習、修学旅行、中学入学、高校入学など常に2倍の額が必要となり、いっぺんに何十万の費用を用意するのは本当に大変です。双子支援金(貸付含め)などがあったら少しはラクになるのでは?と思ったことがあります。
- ▶ 主人が作った多額の借金。今後自己破産の申請予定。

(中学2年生の保護者)

- ▶ 近くに頼れる人(夫婦の両親は健在だが遠方に住んでいるため)がいないので、子育てに困難を感じる時がある。公的機関を調べて、実際に利用するとしてもいろいろ条件があり、ハードルを感じる。
- ▶ 夫がギャンブル依存症では?と思ったときに相談窓口がよくわからない。

実施している主な事業・取組

事業・取組	内容	所管名
自立相談支援事業による各種支援(再掲)	生活に困り事や不安を抱えている人に、相談 支援員がお話しを伺い、どのような支援が必 要か一緒に考える。	生活自立支援課
母子・父子自立支援員 による相談事業(ひと り親家庭相談事業)	ひとり親家庭の親に対し、生活全般、子育て 相談、資金貸付、離婚前相談などの相談、支 援を行う。	子育て支援課
総合教育相談事業	「心理教育相談」「青少年相談」「学校相談」 「こども電話相談」の各担当が、お子さんの さまざまな悩みについて、いっしょに考えな がら、解決の糸口を探すお手伝いをする。	教育支援課
八王子版ネウボラ	 ・妊娠期から子育で期まで、切れ目のない支援を推進している。 ・専門職による妊婦面談、あかちゃん訪問乳幼児健診等を通じ、一人ひとりに寄り添った支援を行っている。 ・妊娠・出産・子育ての相談窓口である「はちおうじっ子子育てほっとライン」を設置している。 	保健福祉センター 子ども家庭支援セ ンター
シングルマザー応援講座	シングルマザーを対象に、子どもの学費や今後のマネープランについての講話や就労に 向けたアドバイスを行う全 2回の講座。また、シングルマザー同士の交流会を実施している。	男女共同参画課
子どもと家庭に関する 総合相談 地域福祉推進拠点にお	18 歳未満の子どもとその家庭に関する総合 相談を実施している。直接の相談以外にも気 軽に相談できるよう電話やメールなどでも 対応している。 地域生活における困りごとの相談を受け、専	子ども家庭支援 センター 福祉政策課
ける相談・支援	門機関につなぐなどの支援を行う。	社会福祉協議会

市の考え

市では、さまざまな分野に専門職を配置し相談窓口を設置しているが、相談にまでつながることができない市民がいることは認識している。行政の相談窓口だけでなく、同じ悩みを持つグループやNPO等を活用するなど、身近な市民による支援グループとの協働も図っていく。

本調査では、「学校の先生」や「保育所・幼稚園の先生」へ比較的相談しやすいという結果が出ているので、引き続き研修等を通じて「学校の先生」や「保育所・幼稚園の先生」に市の相談窓口がわかる資料を配布し、相談者を適切な相談窓口につないでいく。

民生委員・児童委員は、地域で共に暮らす存在であるため、相談する対象となりにくいことも考えられるが、乳幼児健診や子育てひろば等における子育て世代との交流機会を増やすことで困った際の身近な相談相手としての役割の重要性を広めていく。

就学前については、妊婦面談やあかちゃん訪問などのネウボラ事業を通じ、安心して相談ができる 関係を築くことにより、その後も行政が相談窓口であるという認識を高められると考えている。

市立小・中学校では、「すべての子どもがおとなとつながっているまち」としていくため、児童・ 生徒一人ひとりヘリーフレットを配布し、いじめなどで困ったことがあったとき、周りの大人へ相談 するよう呼びかけている。

4 食

子ども・若者貧困研究センターの考察

考察6【食】

- 朝食の摂取状況については、都調査とほぼ同じ傾向が八王子市においても確認できた。朝食については、約9割の子どもが毎日食べているものの、小学5年生では約6%、中学2年生では約9%の子どもが毎日は食べていないと答えており(図表6-1)、困窮層>周辺層>一般層、また、ひとり親>ふたり親世帯の順でこの割合は多い(図表6-2、図表6-3)。
- 小学5年生のひとり親世帯においては、まだ親の関与が必要な場合もあるため、子どもの状況が厳しくなると考えられる。小学校における朝ごはんプログラム(例:足立区)などを、検討するべきであろう。
- 食品群別の摂取状況においては、都調査に比べて、八王子市では小学5年生において、生活困難 度別による差がそれほどみられなかった点が特徴的である。しかしながら、中学2年生において は、野菜の摂取頻度に大きな差が認められ、困窮層では、「毎日」摂取している割合が6割を切 る(図表6-4)。また、「肉や魚」についても、「1週間に2~3日」以下の子どもが1割以上 (11.7%+1.1%)存在する(図表6-5)。

- 設問は、「給食」以外での摂取頻度を聞いているが、これら家庭における栄養群の摂取状況がよくない子どもたちにとって、学校給食で栄養を補完することが非常に重要であり、中学校での喫食率向上等、給食の充実が求められる。
- 子どもたちの成長に合わせた、食育に関する教育も必要である。
- 「カップめん・インスタントめん」については、特に、小学 5 年生の困窮層において、「1 週間に 2~3 日以上」の子どもが 3 割近く (2.9%+2.9%+22.1%) 存在することが懸念される。この数値は中学 2 年生よりも高く、また、生活困難度別の差も大きい。(図表 6-6、図表 6-7)
- 「買ってきたおにぎり・弁当」についても、小学 5 年生の困窮層において、「1 週間に 2~3 日以上」が 3 割以上(2.9%+5.9%+23.5%)となっている。(図表 6-8)
- 小学生がどのような時間・理由において、「カップめん・インスタントめん」や、「買ってきたお にぎり・お弁当」を利用しているのか詳細な分析が必要である。

関連自由記述

困っていること悩みごと (小学5年生の保護者)

- ▶ 若干、給食費が高くてもいいので、公立中学校のおいしい、できたての給食を希望。
- ▶ 働く母にとって中学校の給食がないのはつらい。

実施している主な事業・取組

事業・取組	内容	所管名
市民食育講座	6月の食育月間に合わせて「市民食育講座」を	健康政策課
	開催し、食育について普及啓発をする。	建 承以
	学校給食を充実させていくとともに、自らの健	
食育の推進	康につながる食生活を実践する力を身につけ	保健給食課
	られるような食育を推進していく。	
	すべての中学校に食缶方式による温かい給食	
給食センターの整備	を提供するとともに、食育を推進するため、給	保健給食課
	食センターを整備する。	

市の考え

本調査の結果からは、朝食の未摂取の理由についての詳細は不明であるが、本市の食育については、「八王子市食育推進計画」に基づき、全てのライフステージに応じた食育を進めている。

朝食をとらない子どもに対しては、各所管が連携した食育を進めるに当たり、まずは、子どもにとって望ましい食生活を啓発していく必要がある。小・中学校で成長段階に応じた「食」に関する知識や技能を身につけることを目的に食育指導を行っている。特に、子育て中の保護者に朝食や早寝早起きなどの生活習慣の大切さを周知していく。

今後、「八王子市食育推進計画」の改定に向けて、調査結果を踏まえた意識調査を実施し、年代別の食に対する意識や課題を明確にしながら、関係所管課とともに課題解決に向けた支援を検討していく。

また、栄養摂取に偏りがある家庭も見られることから、成長期にある子どもにとって学校給食の果たす役割は大きいと考える。すべての中学生が栄養バランスのとれた給食を食し、同時に給食を活用した食育を推進することで、心身の健全な育成を図ることが重要である。そこで、平成32年度から温かい給食を順次提供することを目指して、給食センターの整備に着手したところである。

5 自己肯定感

子ども・若者貧困研究センターの考察

考察7【自己肯定感】

- 自己肯定感については、小学5年生の生活困難度別での差が多くの項目でみられた。その中でも、「自分は価値のある人間だ」「自分のことが好きだ」の両項目について「あまり思わない」「思わない」と答えた子どもの割合は、困窮層では約4割、一般層では約3割みられ、困窮層の子どもで特に多く、全体としても多い傾向がみられた。(図表7-1、図表7-2)
- 中学2年生においては、小学5年生よりも、項目全てにおいて、「とても思う」「思う」の回答割合が低い傾向がみられる。タイプ別においては、世帯タイプ別での差が多くの項目でみられた。例えば、「自分の将来が楽しみだ」について「あまり思わない」「思わない」と答えた子どもの割合は、ひとり親世帯では46.6%となっており、ふたり親世帯の36.0%よりも高い。(図表7-3)。
- 「自分は家族に大事にされている」について「あまり思わない」「思わない」と答えた中学2年生の割合は、ひとり親世帯では15.1%となっており、ふたり親世帯の9.8%と比べて高い。さらに、この項目に関しては両学年の生活困難度別においても差がみられ、困窮層の子どもの2割弱が、「あまり思わない」「思わない」と回答している。(図表7-4、図表7-5)

○ 子どもの自己肯定感がどのような要因で増減するのかについては、より詳細な分析、研究が必要である。現場においては、生活困難度別や世帯タイプ別によって、子どもの自己肯定感に差があることを共有することが重要である。

関連自由記述

将来の夢(子ども票)

- ▶ サッカー選手
- ▶ 人気のパン屋さんになって、たくさんの人を喜ばせる事
- ▶ 保育園の先生や幼稚園の先生
- マンガ家
- ▶ サッカー選手・youtuber
- ▶ 教師

今まで一番頑張ったこと、良かったと感じたこと(子ども票)

- ▶ 体育大会、部活動
- ▶ 勉強が前より出来るようになった事
- ▶ 友達づくり
- ▶ いままで、できなかったテスト
- ▶ 学校の体育祭で学年2位の成績を残せたこと。クラス全員で全力で頑張ることができた。
- 部活で、上手くなるために、死ぬ気でがんばった。体育祭で、クラス目標を、たっせいするために、声かけなど、みんなで、がんばった。

実施している主な事業・取組

事業・取組	内容	所管名
	小学校4年生、中学校1年生を対象とした自尊	
自尊感情測定調査	感情測定調査を実施し、各学校において学校経	指導課
	営や個々の子どもへの指導へ活かしている。	
健全育成プログラム	様々な健全育成プログラムを通して、子どもが	旧产丰小左押
(児童館)	自尊感情を育めるよう支援している。	児童青少年課

市の考え

子どもたちの自己肯定感を高めるためには、他者との協働のなかで、子どもたちが自分の役割を果たすとともに、子どもたちが集団又は個人の目標を達成した際に、周りの大人が認めることにより、成功体験を得ることができ、その積み重ねが大切である。また、学校行事や各教科等の授業といった学校生活全体を通して子どもの発言や学習成果を認め、尊重していくことも重要である。そのために

異学年交流や児童会活動、職業体験や社会奉仕活動など地域と関わりながら学ぶ体験活動を活用した 取組を充実させるとともに、本市で行っている自尊感情を量る調査結果を担任の先生や校内の教職員、 保護者と共有し、子どもの良さや個性を認めていく取組を進めていく。

6 健康

子ども・若者貧困研究センターの考察

考察8【子どもの健康状態】

- 子どもの健康状態に着目すると、生活困難度が高いほど、また、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも悪い傾向が見られる。特に、困窮層においては、子どもの健康状態が「よい」と答えた保護者の割合が半数を切っており、一般層よりも20~30ポイント低い。(図表 8-1、図表 8-2)
- 虫歯の本数は、生活困難別で大きな差が見られ、特に困窮層において虫歯の本数が多い子どもが 多い。(図表 8-3、図表 8-4)
- このように八王子市において子どもの健康格差が確認されるなかで、医療サービスの受診抑制の 経験を見ると、困窮層においては 27.9% (小 5)、23.4% (中 2) の保護者が過去 1 年間に受診抑 制したことがあると答えており、一般層の数倍の割合となっている。(図表 8-5、図表 8-6)。

考察9【保護者の健康状態】

- 保護者の健康状態については、子ども以上に、生活困難度、世帯タイプ別の格差が顕著である。 小学 5 年生においては、困窮層の保護者で「よい」が 22.7%しかおらず、逆に「よくない」は 4.5% もいる (一般層は、「よい」 48.8%、「よくない」 0.7%) (図表 9-1)。中学 2 年生でも同様の傾向 である (図表 9-2)。
- 抑うつ傾向で見ると、小学 5 年生の困窮層の 49.3%、中学 2 年生の困窮層の 29.2%が抑うつ傾向 ありと判断される。(図表 9-3)
- 子どもの支援や親への「指導」の際には、このように、生活困難を抱える世帯の保護者において 健康状態が悪い割合が多いことを踏まえる必要がある。「がんばってください」などの安易な声 掛けは、かえって保護者を追い詰めることとなり、悪影響となってしまう可能性もある。
- 保護者への精神的ケアや医療的ケアが必要である場合も見据えて、関係機関と連携できる体制を 構築する必要がある。

関連自由記述

困っていること悩みごと

(小学5年生の保護者)

- ▶ 夫婦共働きだが、主人の収入が少ないので生活にゆとりがない。貯金もない。将来が不安です。さらに子供との時間も少なく、学校での悩みなどゆっくりきいてあげられない。
- ➤ 1年前までアルツハイマーの義父と同居し、自分の息子は、発達障害があり、療育病院・通級に通い、義父の病院、介護に疲れ果て、おまけに自治会係もかさなり、精神的に心身症的な症状が出てしまい、現在クリニックに通院中。その後、やっとグループホームに義父が入居したのですが、今後、グループホームから出される状態になったとき、特養に入れない状態になると、主人は仕事をやめて介護に入り、離別する話もあがっている。
- ▶ 1月末に主人が亡くなり、11才と3才の息子に対して、1人で何とか子育てし、経済面もそうですが、精神的な不安が大きい。

(中学2年生の保護者)

- ▶ 中学でもお金はかかるが、高校に入ると、もっとかかるので病院にも行けなくなりそう。
- ▶ うつ病を患っていて支払いがあるのに思うように動けない。

実施している主な事業・取組

事業・取組	内容	所管名
	・乳幼児医療費助成	
各種医療費助成	・義務教育就学児医療費助成	子育て支援課
	・ひとり親家庭医療費助成	
	・妊婦面談、あかちゃん訪問、乳幼児健診等に	
	よる子どもと保護者の心身の健康について	
	相談支援を行う。	
八王子版ネウボラ	・保護者や家庭の状況に応じて、地区担当保健	但你短知识
(再揭)	師等が関係所管課等と連携を図り、継続的な	保健福祉センター
	支援を行う。	
	・妊婦健康診査費用助成	
	・産後ケア事業(訪問型)	

市の考え

市民の健康については、「第3期八王子市保健医療計画」に基づき、幼年期・少年期・青年期・壮年期等のライフステージの特徴や健康課題に応じた取組みを定めている。

子育て期にあたる壮年期には、自分や家族の身体や健康に関心を持ち、親子で健康づくり活動ができる支援が重要であり、関係所管課とともに取組みを推進している。

今後、保健医療計画の評価・検証を行う、保健医療・福祉・教育に係る有識者から構成される「八 王子市保健医療計画推進会議」において、本調査結果を共有し、議論にも活かしていく。

親と子の健康については「第3次八王子市子ども育成計画」に基づき、妊娠期からの健康講座や乳幼児健診などで、食事や親子の関わりなどについての保健指導や子育てに関する情報提供を行い、親と子の健康づくりを推進している。

7 学び

子ども・若者貧困研究センターの考察

考察10【授業の理解度】

- 小学5年生の約8割は授業が「いつも」「だいたい」わかると答えているが、「わからないことが多い」「まったくわからない」と答える子どもも若干(4.3%)存在する(図表10-1)。この割合は、困窮層に多く、「半分くらいわかる」という子どもまで含めると4人に1人が授業の理解度が低い状況にある(図表10-2)。
- 小学5年生においては、授業がわからない子どもの約4割は「1年生~3年生のころ」までにわからなくなっている。また、わからなくなった時期は「4年生のころ」が最も多く30.0%であった。(図表10-3)
- 中学2年生では、授業の理解度が全体的に低くなっている(図表 10-4)。生活困難度、世帯タイプ別格差も大きくなっており、困窮層の約5割、ひとり親世帯の約4割は授業が半分かそれ以下しかわかっていない(図表 10-5)。
- 小学校の低学年から授業がわからなくなってきている子どもがいることを考慮すると、まず、学校現場における教育の充実が必要である。教員の加配や、補習のやり方の工夫など、どのような施策が効果的なのか、徹底分析と拡充が必要である。

考察11【学校外での学習】

- 学校外での学習の支援については、まず、子どもたちが、どれほど学習資源を有しているかに着目した。小学 5 年生では、勉強を教えてもらう人として圧倒的に大きい比重を占めているのは「親」であり、学習についても重要な存在であることが伺える(図表 11-1)。家庭学習に用いる「本屋で売っているドリルや参考書」「通信教育の教材」などの活用も困窮層で少ない傾向がある(図表 11-2)。
- 塾は小学 5 年生の 43.5%が通っている一方で、15.1%が経済的に通うことができないと答えている (図表 11-3)。しかし、困窮層の 2 割が通塾しており、家計が厳しい中でも切り詰めて通塾していることがわかる (図表 11-4)。
- 中学2年生では、教えてもらう人の割合として、親だけでなく、友だちや学校・塾の先生が増える(図表11-5)。しかし、困窮層においては、塾に「経済的な理由で通えない」とする子どもが 7割以上となっており、無料の学習塾等、学習支援のニーズはあると考えられる(図表11-6)。
- 学習環境については、「自宅で宿題をすることができる場所」が欲しいのにないという状況の子どもが、両学年とも 2~3%存在する。(図表 11-7)
- 「インターネットにつながるパソコン」が欲しいのにない子どもは、小学 5 年生では 14.9%、中学 2 年生では 9.8%存在する。(図表 11-8)
- 「家で勉強できない時に静かに勉強できる場所」について、生活困難度や世帯タイプにかかわらず、小学5年生の35.2%、中学2年生の36.0%が「使ってみたい」、小学5年生の24.4%、中学2年生の25.4%が「興味がある」と答えており、子どもからのニーズは高い。(図表11-9~図表11-11)
- これらの子どもたちのための、学校、図書館やその他居場所事業における自習室(インターネットやパソコンが整備されたもの)の設置などが展開できるとよい。

関連自由記述

困っていること悩みごと (小学5年生の保護者)

- 勉強をすすんでやらない。
- ▶ 塾の費用が家計を圧迫。塾に通わなくても、きちんと進学できる様な制度を整えてほしい。 (中学2年生の保護者)
- ▶ 塾に行かなくては勉強についていけない。

実施している主な事業・取組

事業・取組	内容	所管名
学習支援教室 「はち☆スタ」	生活保護受給世帯・児童扶養手当全部支給世帯 の中学生を対象に学習支援教室 (無料塾) を実 施する。	生活自立支援課
ひとり親家庭学習支援 「ゆめ★はち先生」	児童扶養手当全部支給世帯の中学3年生を対象に一人ひとりにあった学習支援を行う大学生等の家庭教師を無料で家庭に派遣する。	子育て支援課
土曜日及び放課後等の 学習支援	学習内容の習得が不十分な児童・生徒や、自主 的に学習を進めようとする児童・生徒を対象と して、ボランティアを活用し、土曜日及び放課 後等における補習を計画的に実施する。	指導課

市の考え

市立小・中学校では、公教育の役割の一つとして、子どもたちに一定水準の学力を身につけさせていくために、学力調査等の問題から習得目標問題(教科書レベルの基礎的な問題)を設定して、子どもたちがどの程度解けるかを把握し、全ての子どもが解けるように取り組んでいる。基礎学力の定着を図ることをねらいとして、市独自に『八王子ベーシック・ドリル』を作成し、各学校においては、授業中や放課後、家庭学習等で活用している。

今後、新学習指導要領の全面実施がされていく中で、その趣旨を踏まえた授業の実施が必要となる。 指導力の高い教員を委員とした新教育課程教科等検討部会において、指導資料を作成し、その資料に 基づいた授業を公開する。その授業を市立学校の教員が見て学ぶことで、新学習指導要領が示す授業 の在り方を理解し、全教員の授業改善を図り、全ての子どもに一定水準の学力を身につけさせていく。

学校外の学習については、経済的に厳しい家庭の子どもに対して学習支援事業を行っているが、 支援を行うべき対象者への意欲の喚起や、実際に参加へつなげていくアプローチを工夫することで、 参加の拡大を図っていく。このような状況と、本調査で無料学習塾等に対する一定のニーズが見ら れたことを踏まえ、関係機関との連携をさらに進めるとともに、紙媒体だけではなく、メール機能 の活用などの周知方法も含め、利用者が使いやすい環境を整えていく。

8 居場所

子ども・若者貧困研究センターの考察

考察12【子どもの居場所】

- 子どもが平日の放課後に過ごす場所に着目すると、小学 5 年生においては、「自宅」が圧倒的に多いが、「塾や習い事」「公園」「学校」「友だちの家」で週に 1~2 日以上過ごす子どもも多い(図表 12-1)。「学校」、「図書館」は、比較的に周辺層の子どもが過ごす割合が高い(図表 12-2、図表 12-4)。「公園」においては、若干ではあるが、困窮層の子どもが過ごす割合が高い(図表 12-3)。
- 八王子市の「放課後子ども教室」の参加率は、都調査の4自治体平均よりも高く、評価できる。 (図表 12-5)
- 生活困難層の子どもにとって「学校」「公園」は利用頻度が高い居場所となっており、積極的に 子どものための施設としてさらに重点化していくべきである。
- 小学5年生において、運動しない頻度が困窮層で顕著に高い。(図表12-6)
- 「学校」「公園」で運動ができるようなプログラムや遊具を拡充するなど、検討されたい。
- 中学2年生においては、「学校」が「自宅」を抜いて主な居場所となっており、「塾や習い事」「公園」などの他の場所の利用頻度は下がる(図表 12-7)。おそらく、部活などの活動が活発になるからと考えられるが、一番懸念されるのが、中学2年生の困窮層では、「学校」で過ごす頻度が周辺層や一般層に比べて低いことである。「毎日」過ごす割合は、10ポイントほど低く、「全く過ごさない」と答えた子どもは33.3%と3人に1人であり、周辺層と比べると3倍、一般層と比べると2倍である(図表 12-8)。
- クラブ活動の参加率をみても、困窮層は非参加の割合が、周辺層、一般層と比べ 26.1%と 2~3 倍の状況にある。(図表 12-9)
- すべての子どもが部活に参加できるように対策をうつべきである。
- 居場所事業については、両学年ともに「静かに勉強ができる場所」の「使ってみたい」「興味がある」(以下、「利用意向」という。)とする割合が一番高く、約6割にのぼる。次に利用意向が高いのが「休日にいることができる場所(家以外)」であり、これも小学生で約5割、中学生では約6割が利用意向を示している。(図表12-10、図表12-11)
- 「大学生が勉強を無料でみてくれる場所」については、中学2年生の困窮層の利用意向が65.2%であり、特に高い(図表12-12)。全体的に利用意向が高かった「静かに勉強ができる場所」と合わせると、休日も利用でき、静かに勉強ができる場所で、必要に応じて大学生などが勉強を無

料で教えてくれる居場所の利用意向がある。

○ このような施設の拡充には、例えば放課後の学校、児童館、図書館や市民センターなど既存の資源を活用することで対応することも考えられる。また「居場所」の機能の中に、子ども達と比較的年齢層の近い大学生を置くことで、学習支援の一助となるだけでなく、大学生が「ロールモデル (お手本)」としての役割を果たすことが、先行研究などにより分かっている。「ロールモデル」が親以外に存在することは、子どもの将来の選択肢を広げる上で重要である。

関連自由記述

困っていること悩みごと

(小学5年生の保護者)

- ▶ 高学年の学童や児童館、夜まで1人での留守番が、かわいそうですが仕事をやめられない。
- ▶ 学童がなくなってからのこどもの居場所があるとありがたいです。児童館や、放課後クラブが学校によってはお弁当もちで活用できるそうで、そういった場所が多くの学校にあってほしい。

(中学2年生の保護者)

▶ 近所に児童館がなく、子ども達が天気を気にしないで遊べる所がありません。小学生のうちは、外で元気に!遊んでいましたが、高学年から今、中学生になると、場所がありません。市役所の中に図書館だったり、勉強できたりできる場所があるとうれしいのですが…。スポーツできる、体育館も近くにあると、子ども達だけで行けて、いいのですが。ぜひ作って下さい。子どもの未来の為にお願いします

市への要望(子ども票)

(小学5年生)

- ▶ こまっていることや、なやんでいることを聞いてくれる場所をつくってほしい。
- ▶ 遊び場(公園など)をふやしてほしい。
- ▶ 子どもが室内で遊べる場所を作ってほしい。

(中学2年生)

- ▶ 中学生など若い人が遊べる様な場所が無いので、そのような施設ができると良いなと思います。よろしくお願いします。
- ▶ 落ち着いて過ごせる施設ができたら嬉しい。安心して居ることのできる場所など。最近の小説などが沢山おいてある図書館に行きたい。
- ▶ 気軽に勉強ができる場所がほしい。
- ▶ ボール遊びのできる公園がほしい。

実施している主な事業・取組

事業・取組	内容	所管名	
放課後子ども教室	小学校の施設を活用し、保護者や地域の参 画を得ながら、放課後の全児童を対象に安	生涯学習政策課	
	全で安心な居場所を提供する。		
	・中央図書館では、施設内 2 か所Wi-Fi 環		
	境が整備された自習スペース(合計 70 席)		
自習室の設置	がある。	山山図書館	
(中央図書館、生涯学習セ	・生涯学習センター3 館(クリエイトホー	中央図書館学習支援課	
ンター)	ル、南大沢分館、川口分館)では、土日祝		
	日と学校長期休業期間に自習室「フリース		
	ペース」事業を実施している。		
	児童館で大学生が子どもの学習サポートを		
児童館での学習サポート	する「おにいさんおねえさんとまなぼう」	児童青少年課	
	を実施している。		

市の考え

子どもの居場所づくりについては、大きな課題であることは認識している。小学校においては、放課後の学校開放や放課後子ども教室を実施しているが、本調査では「静かに勉強ができる場所」や「(家以外で)休日にいることができる場所」の利用意向が高かった。この調査結果に基づき、子どもの居場所についてどのような支援が可能なのか、今後、検討していく。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習 意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、生徒の資質・能力の育成に資するものである。

外部指導員の配置や複数の小規模校の連携や交流による広域部活動の設置など、生徒が部活動に参加しやすい環境を整備していく。

9 公的支援の利用と周知

子ども・若者貧困研究センターの考察

考察13【子どもの支援に関する情報経路】

- 「学校からのお便り」は8割以上、「学校からのメール」は約4割の保護者が利用しており、学校経由の情報周知の有効性を伺わせる(図表13-1、図表13-2)。特に、「学校からのメール」は、小学5年生のひとり親世帯において6割弱と、ふたり親世帯よりも利用率が高かった(図表13-3)。ただし、「学校からのお便り」については中学2年生のひとり親世帯と困窮層の利用率が、ふたり親世帯や一般層と比べ、低い点には注意する必要がある(図表13-4)。
- 「広報はちおうじ」は、8 割弱の高い利用率となっており、行政からの情報伝達手段として、有効なことがわかった(図表 13-1、図表 13-2)。ただし、この手段についても、ひとり親世帯において、利用率が低くなっていることには注意が必要である(図表 13-3、図表 13-4)。
- 「家族や友人からの情報」も両学年とも、約5割となっている(図表 13-1、図表 13-2)。この情報経路は、行政機関や学校といった公的組織による情報受信の漏れを補う可能性があるが、小学5年生の困窮層において低かった(図表 13-3)。
- 今後受け取りたい情報経路も現在と同様に、「学校からのお便り」、「広報はちおうじ」、「学校からのメール」の順に多かった。(図表 13-1、図表 13-2)
- その一方で特徴的なのは「SNS」で、小学5年生の困窮層で4割弱(図表13-5)、中学2年生のひとり親で約3割と(図表13-6)、それぞれのタイプ別において一番ニーズがあった
- 上記の背景には、時間が無かったり、多くの情報から自分に有益な情報を探すことが難しいといったこともあるかもしれない。その点、「SNS」は他の情報伝達手段よりも、比較的短いセンテンスが多く、目に付きやすく、また理解しやすいかもしれない。
- 学校経由の周知「学校からのお便り」は、困難層やひとり親において、伝わらない可能性がある ことを考慮しつつ、内容によっては「学校からのメール」にて、周知をサポートする方法が考え られる。
- 行政経由の情報周知としては「広報はちおうじ」の高い利用率を活かして情報発信をすることは もちろん、その一方で、「SNS」に関して一定のニーズが困窮層とひとり親にあることを考え ると、八王子市広報のツイッターなどを学校経由等で広く周知し、定着させることにより、困窮 層やひとり親世帯の一定割合にとって、それが有益な情報経路となる可能性がある。

考察14【保護者の支援制度の利用状況】

- 「子育てひろば」の利用率が全ての支援制度の中で最も高く、両学年ともに、約 45%~55%が 利用したことがあると回答している(図表 14-1、図表 14-2)。両学年ともに一般層(小 5 で 60.4%、 中 2 で 50.3%)の利用割合が一番高く、特に小学 5 年生の困窮層の利用割合が 36.4%と低い。 また、ひとり親世帯の利用割合が、ふたり親世帯と比べて両学年ともに約 15 ポイント低くなっており、利用割合に差がみられた(図表 14-3、図表 14-4)。
- 「子育てひろば」は支援サービスとして最も多く利用されている一方で、支援の対象として重要 だと考えられる層(困窮層、ひとり親世帯)の利用割合が低い。
- 前述したように、支援を必要とする層が情報弱者になりやすい現状を踏まえた情報周知や、ひとり親世帯が利用しやすい利用方法になっているかなども、今一度検討する必要がある。
- 中学2年生では、「中学生以上の子どもが自由に時間を過ごせる場所」が僅か6.2%と低い利用 割合となっていた(図表14-2)。しかし、支援サービスの利用意向としては高く、困窮層で45.3%、 ひとり親世帯で42.9%となっていた(図表14-8)。
- これらの結果より、「中学生以上の子どもが自由に時間を過ごせる場所」は、現状不足している ことが伺える。
- その他の「子ども食堂」、「フードバンクによる食料支援」は、全体の利用割合においては 1%未満と低い(図表 14-1、図表 14-2)。その一方で、利用意向は、困窮層とひとり親世帯で高く、約2割となっており、子どもの貧困対策のメニューとして注目されている背景が伺える(図表 14-6、図表 14-7)。

関連自由記述

困っていること悩みごと

(小学5年生の保護者)

- ▶ 親が動かないと情報が手にはいらない。育児に関する支援などの情報は、友人から教えてもらった。知らないまま困っている人がたくさんいる。
- ▶ 色々な事で悩みはあるが相談できる所がなく困っていてもそのままになっている。誰がどんな事を相談にのってくれるかわからない。
- ▶ 母子家庭でフルタイム働いているので、公的機関へ相談は不可能でありストレスになる。

実施している主な事業・取組

事業・取組	内容	所管名	
広報はちおうじ	月2回発行する市の情報紙として、子育て情報	広報課	
仏教はらわりし	などを掲載している。		
ひとり親家庭支援情報	ひとり親家庭の方に役立つ制度やセミナー・イ		
メールマガジン	ベントなどの支援情報を月一回程度発信して	子育て支援課	
「はち☆エール」	いる。		
メール連絡(各学校)	各学校において、メールにて情報発信を行って	指導課	
	いる。	11 等味	
広報「はちおうじの教	年4回発行し、教育行政情報を掲載している。	学校教育政策課	
育」		一 子仪叙月以界味	

市の考え

行政情報を必要な人に確実に届けることについては、広報やホームページ、チラシ、ポスターなどさまざまな手法をとっている。しかし、届いていない人がいることも事実であり、課題の一つであると認識している。紙媒体だけでなくSNSやメールを活用したり、特定の情報を必要とする人が集まる場所や機関(たとえば医療関係情報であれば病院)と連携しながら、必要な人に必要な情報が届くよう工夫を重ねていく。

Ⅲ 巻末資料

図表

考察1【世帯タイプと保護者の就労状況】

図表 1-1 世帯タイプ(小学 5 年生、中学 2 年生):八王子市、《参考》都調査(***,***)

世帯類型	回答数(割合):小学5年生		回答数(割合):中学2年生	
世市類空	八王子市	都調査	八王子市	都調査
ふたり親 (二世代)	1,331件 (81.9%)	76.0%	978件 (77.6%)	74. 1%
ふたり親 (三世代)	144件 (8.9%)	8.3%	135 件(10.7%)	8. 1%
ひとり親 (二世代)	100件 (6.2%)	11.1%	106件 (8.4%)	11.8%
ひとり親 (三世代)	35 件 (2.2%)	2.0%	28 件 (2.2%)	2.5%
その他	15件 (0.9%)	2.6%	13件 (1.0%)	3. 5%
合計 (n)	1,625件		1,260件	

出所:東京都福祉保健局(2017)「東京都子どもの生活実態調査」

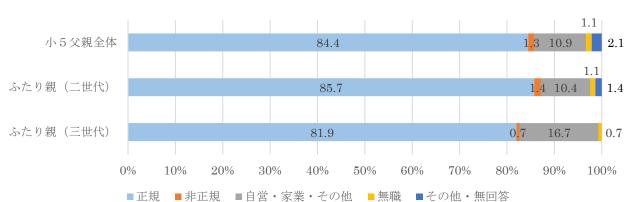
図表 1-2 母親の就労状況 世帯タイプ別(小学 5 年生):八王子市、《参考》都調査

※ 「自営・家業・その他」の「その他」は「その他の職業」。「無職」は「家事専業」、「学生」、「無職」であり、以下父親・ 母親の就労状況の作表において同様。



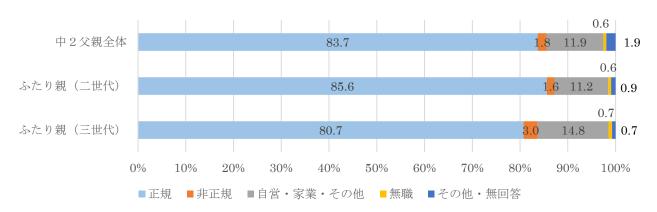
20.2 20.3 4.0 八王子市 全体 ふたり親 (二世代) 八王子市 18.1 4.7 22.4 1.7 東京4自治体 7.3 24.50.4 ふたり親 (三世代) 八王子市 22.2 17.8 3.0 東京4自治体 11.7 21.4 ひとり難(二 世代) 八王子市 7.1 37.4 8.1 東京4自治体 1.7 0% 60% 10% 20% 30% 40% 50% 70% 80% 90% 100% ■正規 ■非正規 ■自営・家業・その他 ■無職 ■その他・無回答

図表 1-3 母親の就労状況 世帯タイプ別(中学 2 年生):八王子市、《参考》都調査



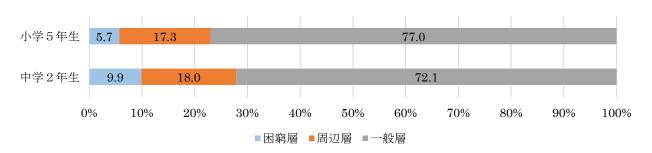
図表 1-4 父親の就労状況(小学 5 年生):全体、世帯タイプ別(X)

図表 1-5 父親の就労状況(中学 2 年生):全体世帯タイプ別(X)



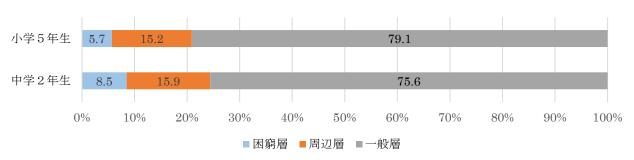
考察2【生活困難】

図表 2-1 生活困難層(小学 5 年生、中学 2 年生)



《参考》都調査 生活困難層(小学5年生、中学2年生)

都調査 (公立のみに限定)

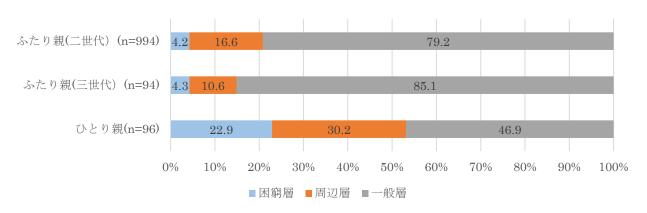


図表 2-2 生活困難層割合集計結果(不明含む) (割合:上段 人:下段)

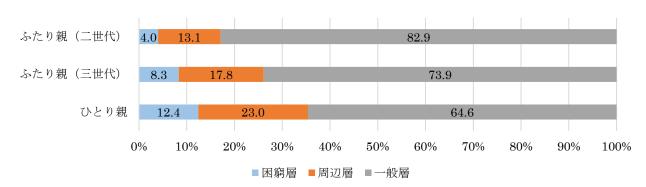
		困窮層	周辺層	一般層	不明
小学5年生	100.0%	4. 2%	12.6%	56. 2%	27.0%
	1625	68	205	914	438
中学2年生	100.0%	7. 5%	13. 7%	54.6%	24. 3%
	1260	94	172	688	306

図表 2-3 八王子市の生活困難層(小学 5 年生):世帯タイプ別(***)

※ひとり親はサンプル数が少ないため、二世代と三世代を合わせて集計している。

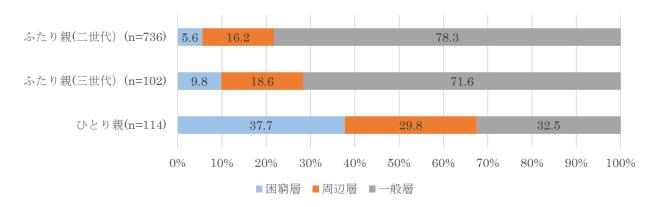


《参考》都調査 生活困難層(小学5年生):世帯タイプ別

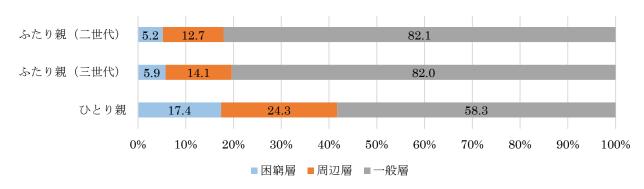


図表 2-4 八王子市の生活困難層(中学 2 年生):世帯タイプ別(***)

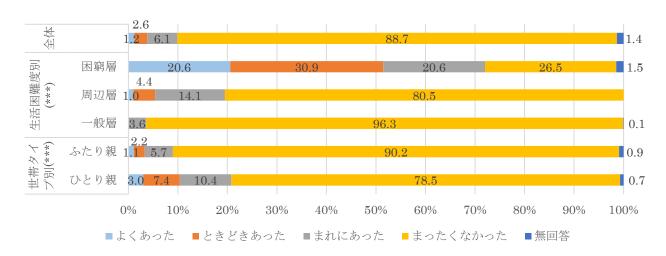
※ひとり親はサンプル数が少ないため、二世代と三世代を合わせて集計している。



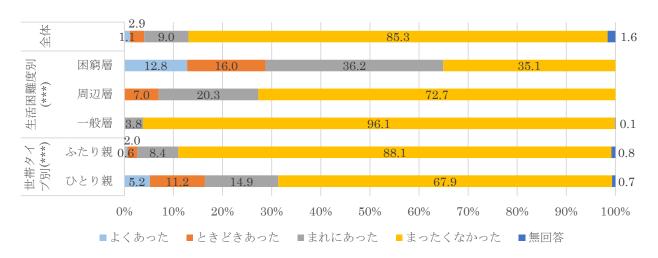
《参考》都調査 生活困難層(中学2年生):世帯タイプ別



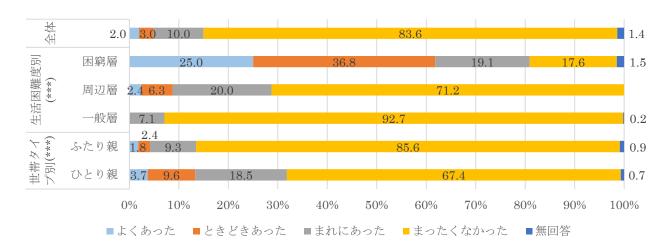
図表 2-5 食料を買えなかった経験(小学 5年生):全体、生活困難度別(***)、世帯タイプ別(***)



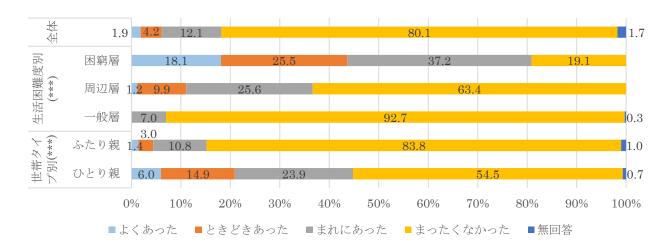
図表 2-6 食料を買えなかった経験(中学 2 年生):全体、生活困難度別(***)、世帯タイプ別(***)



図表 2-7 衣類を買えなかった経験(小学5年生):生活困難度別(***)、世帯タイプ別(***)



図表 2-8 衣類を買えなかった経験(中学 2 年生):生活困難度別(***)、世帯タイプ別(***)



(%)

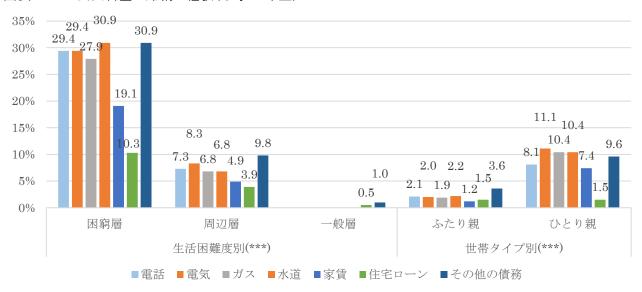
図表 2-9 公共料金の滞納の経験(小学 5 年生)

	あった	なかった	該当しない (払う必要がない)	無回答
電話	2.6	92.4	3.4	1.5
電気	2.8	92.4	3.4	1.4
ガス	2.6	86.1	10.0	1.4
水道	2.8	92.2	3.6	1.4
家賃	1.7	63.8	31.1	3.4
住宅ローン	1.5	76.1	19.6	2.8
その他の債務	4.1	71.1	22.4	2.4

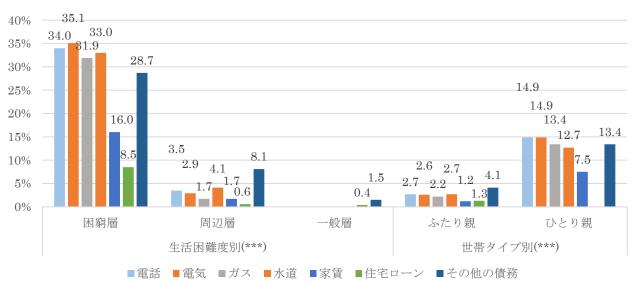
図表 2-10 公共料金の滞納の経験(中学 2 年生) (%)

	あった	なかった	該当しない (払う必要がない)	無回答
電話	4.0	89.9	4.2	1.9
電気	3.9	89.8	4.4	1.9
ガス	3.4	84.8	9.7	2.1
水道	3.7	89.7	4.5	2.1
家賃	1.8	61.1	32.1	4.9
住宅ローン	1.2	73.0	22.2	3.6
その他の債務	5.1	70.3	21.0	3.6

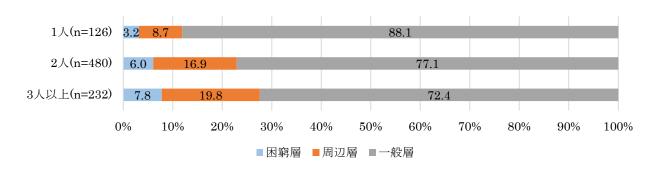
図表 2-11 公共料金の滞納の経験(小学5年生)



図表 2-12 公共料金の滞納の経験(中学 2年生)



図表 2-13 生活困難層 (中学 2 年生、ふたり親世帯のみ、3 分類): 一世帯あたりの子ども数別 (**)



考察3【居住形態】

図表 3-1 居住形態(小学 5 年生):生活困難度別(***)、世帯タイプ別(***)

(%)

		持ち家	民間の賃貸 住宅	都営または 市営の賃貸 住宅	都市再生機 構・公社など の賃貸住宅	給与住宅 (社宅・公務 員住宅など)	間借り・ その他
	困窮層	▼ 58.2	▲ 23.9	▲ 10.4	4.5	-	∴ 3.0
生活困難度別	周辺層	▼ 76.5	▲ 12.3	3.4	△ 5.9	1.0	1.0
	一般層	▲ 88.7	▼ 4.9	∵ 1.2	2.4	2.1	0.7
世帯タイプ別	ふたり親	▲ 88.3	▼ 5.3	∵ 1.2	2.9	1.6	0.7
	ひとり親	▼ 50.0	▲ 33.3	▲ 8.3	4.5	0.8	Δ 3.0

図表 3-2 居住形態(中学 2 年生):生活困難度別(***)、世帯タイプ別(***)

(%)

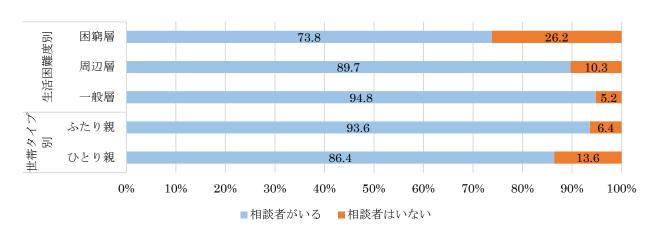
		持ち家	民間の賃貸 住宅	都営または 市営の賃貸 住宅	都市再生機構・公社などの賃貸住宅	給与住宅 (社宅・公務 員住宅など)	間借り・ その他
	困窮層	▼ 54.3	▲ 20.2	▲ 17.0	5.3	-	Δ 3.2
生活困難度別	周辺層	▽ 77.3	9.9	4.1	△ 7.0	-	1.7
	一般層	▲ 88.9	∇ 4.8	▽ 2.5	2.6	0.7	0.4
世帯タイプ別	ふたり親	▲ 88.4	▽ 5.7	▼ 2.2	2.6	0.6	0.5
	ひとり親	▼ 50.0	▲ 20.9	▲ 18.7	△ 6.7	-	▲ 3.7

考察4【相談相手】

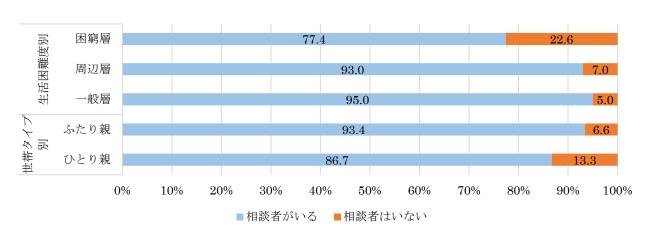
図表 4-1 親の相談相手の有無(小学5年生、中学2年生)



図表 4-2 親の相談相手の有無(小学 5 年生):生活困難度別(***)、世帯タイプ別(***)



図表 4-3 親の相談相手の有無(中学 2 年生):生活困難度別(***)、世帯タイプ別(***)

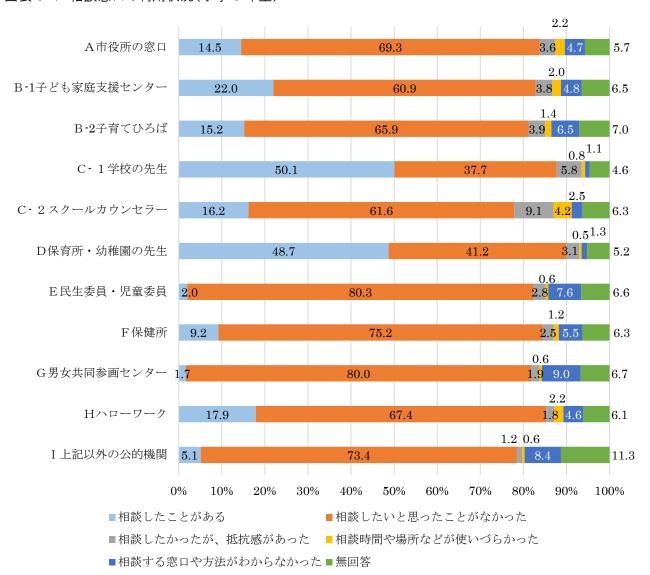


図表 4-4 他者に気持ちを話す子ども(小学 5 年生、中学 2 年生) (%)

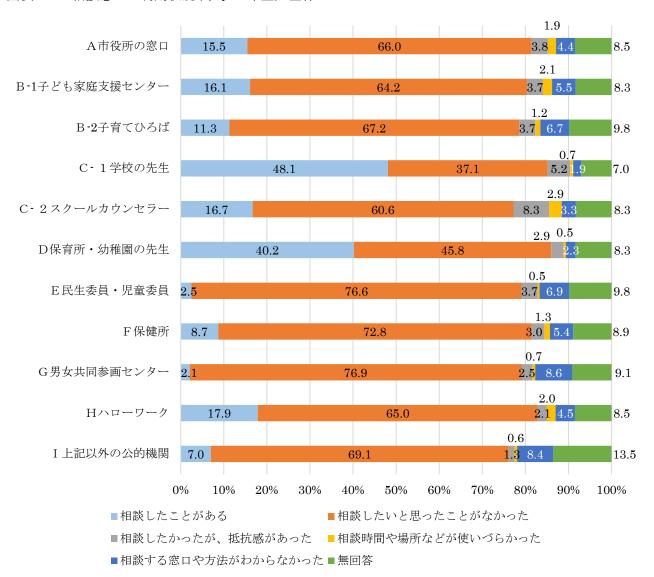
	話さない	話す	
小学5年生(n=1452)	7.4	92.6	
中学2年生(n=1163)	8.4	91.6	

考察5【相談窓口の利用状況】

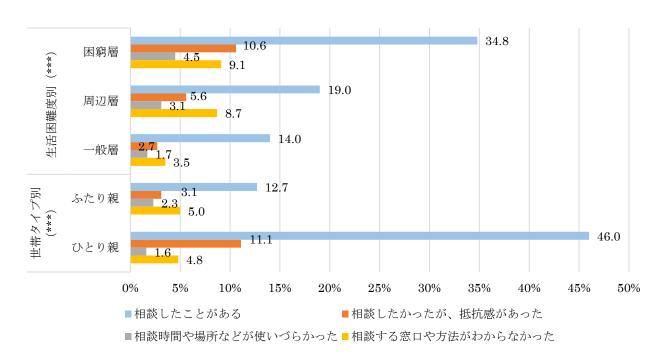
図表 5-1 相談窓口の利用状況(小学 5 年生)



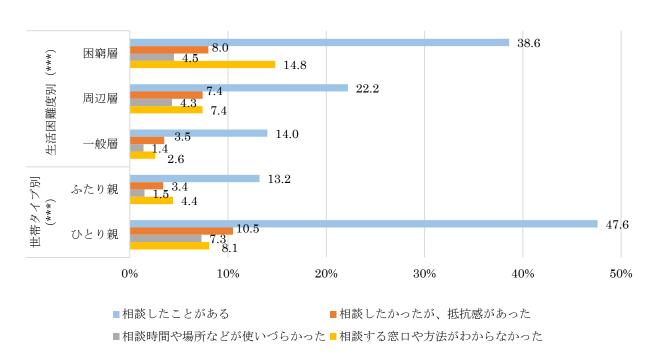
図表 5-2 相談窓口の利用状況(中学 2 年生):全体



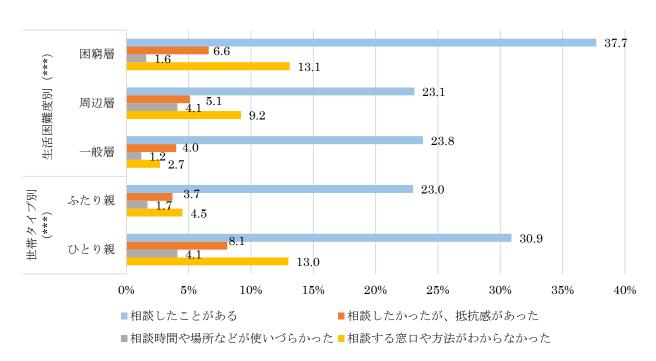
図表 5-3 市役所の窓口(小学 5 年生):生活困難度別、世帯タイプ別 ※図表 5-3~図表 5-24 まで作表の都合上、「相談したいと思ったことがなかった」を省略。



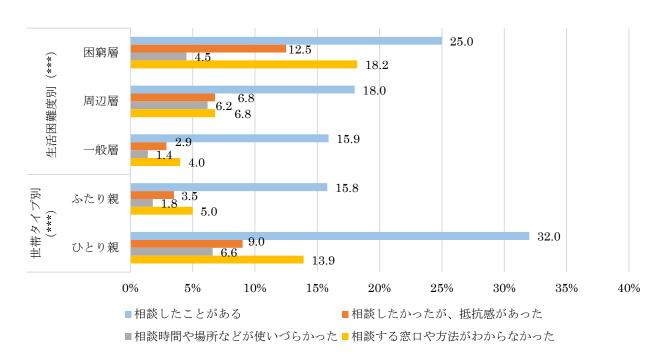
図表 5-4 市役所の窓口(中学 2 年生):生活困難度別、世帯タイプ別



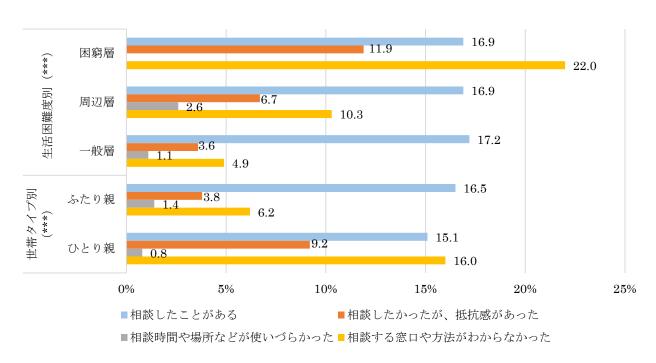
図表 5-5 子ども家庭支援センター(小学 5年生):生活困難度別、世帯タイプ別



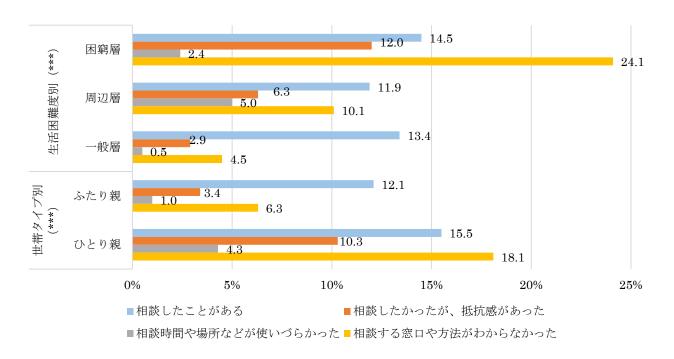
図表 5-6 子ども家庭支援センター(中学2年生):生活困難度別、世帯タイプ別



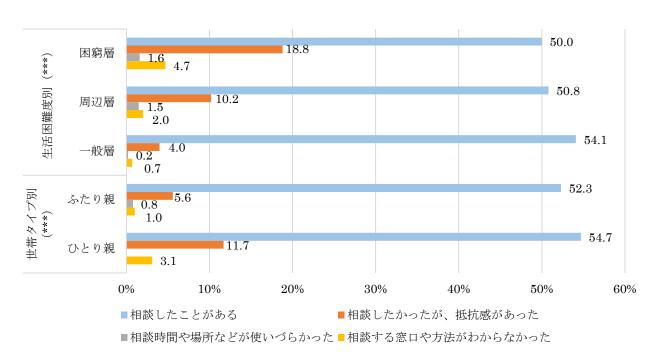
図表 5-7 子育てひろば(小学 5 年生):生活困難度別、世帯タイプ別



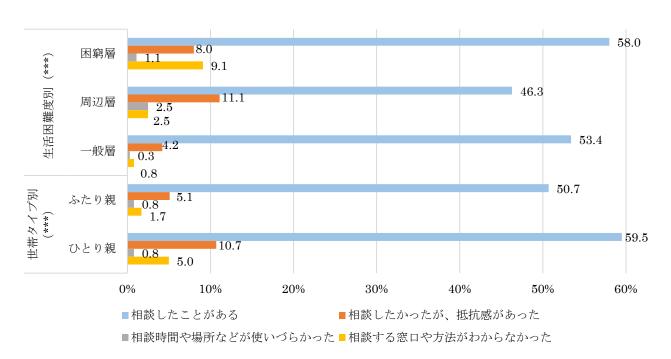
図表 5-8 子育てひろば(中学 2 年生):生活困難度別、世帯タイプ別



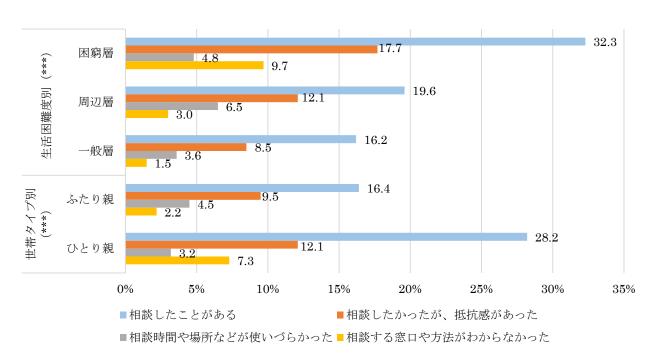
図表 5-9 学校の先生(小学 5 年生):生活困難度別、世帯タイプ別



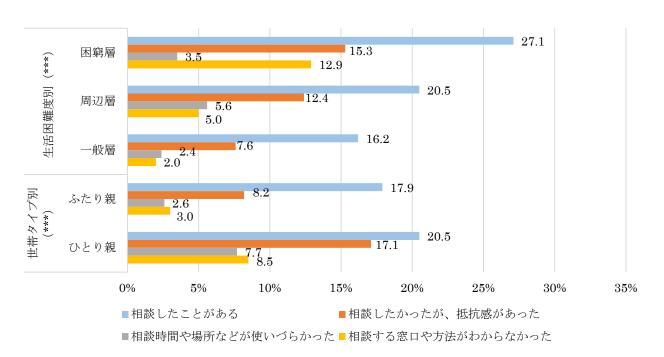
図表 5-10 学校の先生(中学 2 年生):生活困難度別、世帯タイプ別



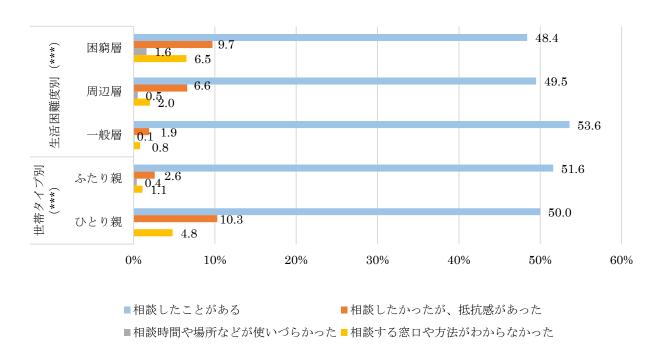
図表 5-11 スクールカウンセラー(小学 5年生):生活困難度別、世帯タイプ別



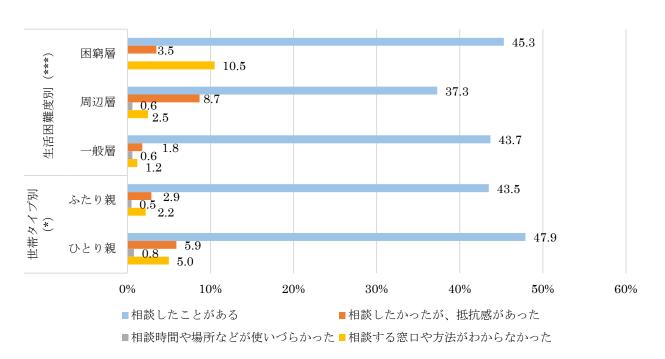
図表 5-12 スクールカウンセラー(中学 2年生):生活困難度別、世帯タイプ別



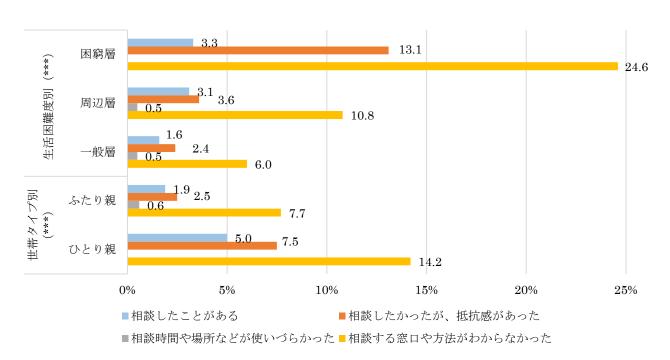
図表 5-13 保育所・幼稚園の先生(小学 5 年生):生活困難度別、世帯タイプ別



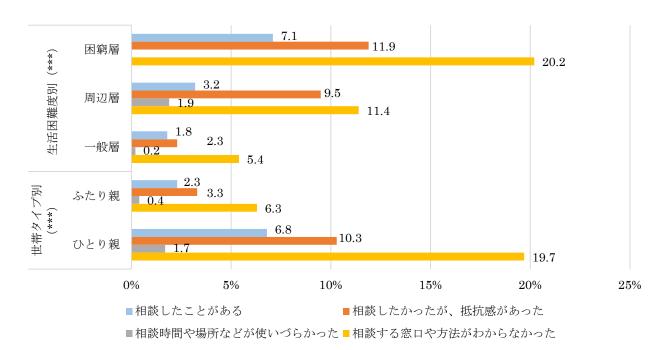
図表 5-14 保育所・幼稚園の先生(中学 2 年生):生活困難度別、世帯タイプ別



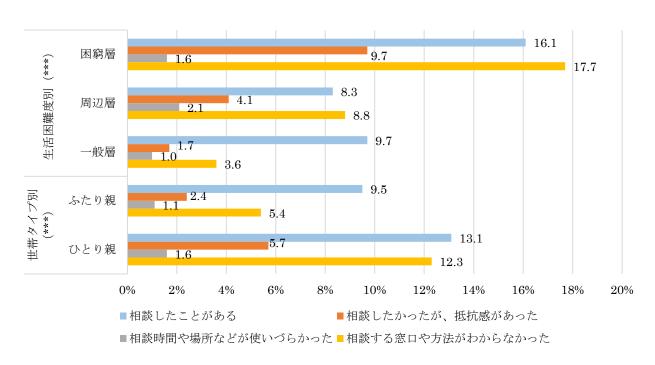
図表 5-15 民生委員・児童委員(小学 5年生):生活困難度別、世帯タイプ別



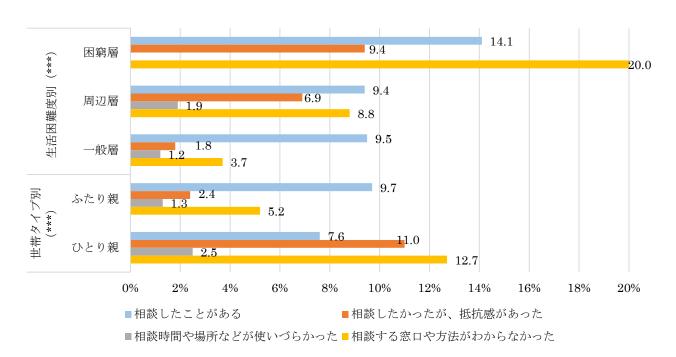
図表 5-16 民生委員・児童委員(中学2年生):生活困難度別、世帯タイプ別



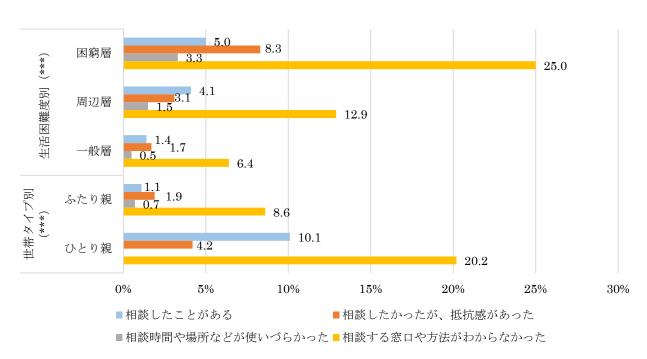
図表 5-17 保健所(小学 5 年生):生活困難度別、世帯タイプ別



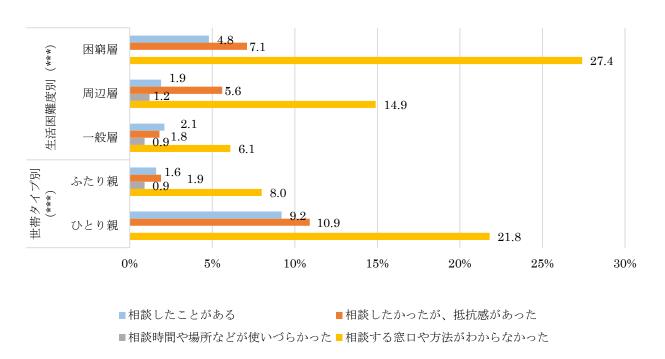
図表 5-18 保健所(中学2年生):生活困難度別、世帯タイプ別



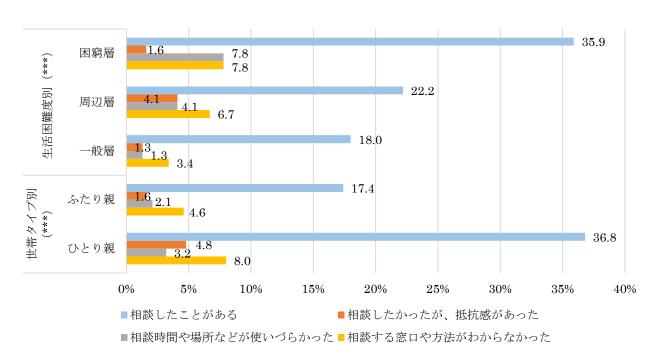
図表 5-19 男女共同参画センター(小学 5 年生):生活困難度別、世帯タイプ別



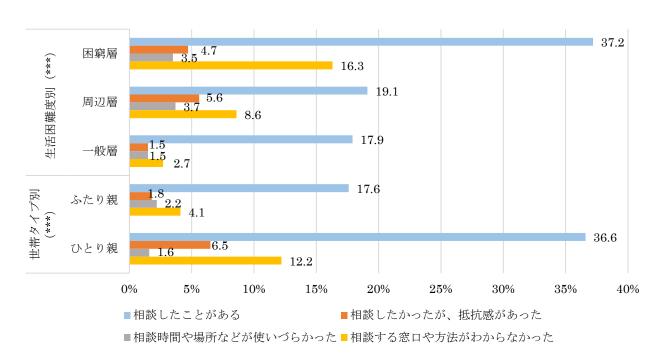
図表 5-20 男女共同参画センター(中学 2 年生):生活困難度別、世帯タイプ別



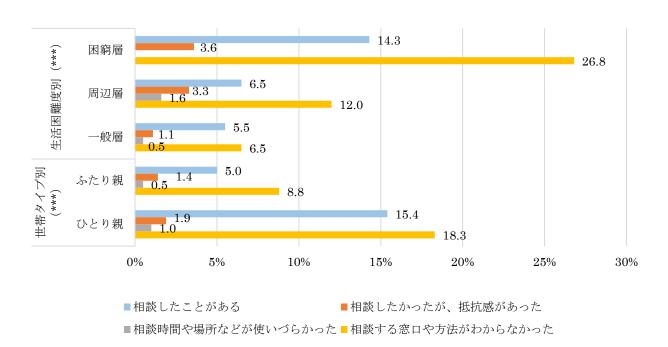
図表 5-21 ハローワーク(小学 5 年生):生活困難度別、世帯タイプ別



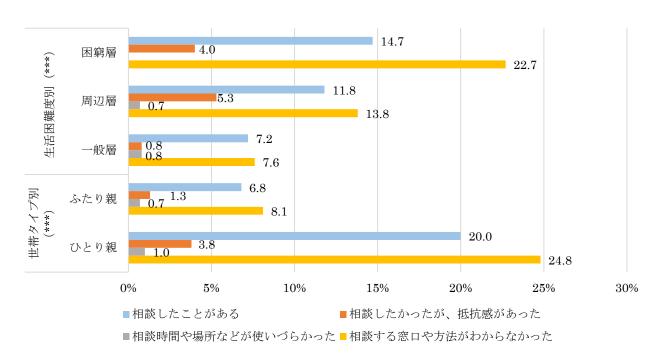
図表 5-22 ハローワーク(中学 2 年生):生活困難度別、世帯タイプ別



図表 5-23 上記以外の公的機関(小学 5 年生):生活困難度別、世帯タイプ別



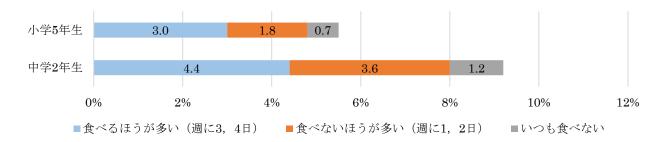
図表 5-24 上記以外の公的機関(中学 2 年生):生活困難度別、世帯タイプ別



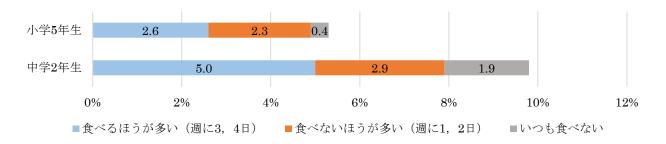
考察6【食】

図表 6-1 朝食の摂取状況(小学 5年生、中学 2年生)

※作表の都合上、「いつも食べる(週に5日)」「無回答」は除く。以下、朝食の摂取状況の作表において同様。

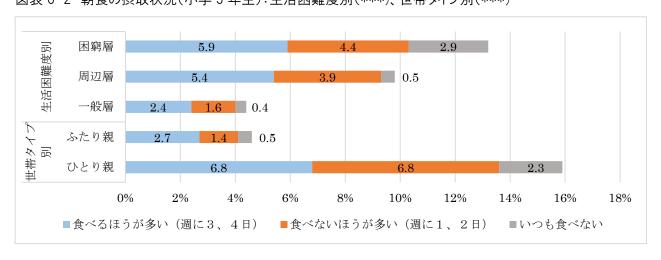


《参考》都調査 朝食の摂取状況(小学5年生、中学2年生)

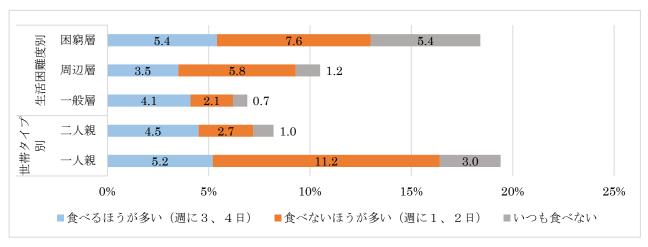


出所:東京都福祉保健局(2017)「東京都子どもの生活実態調査」

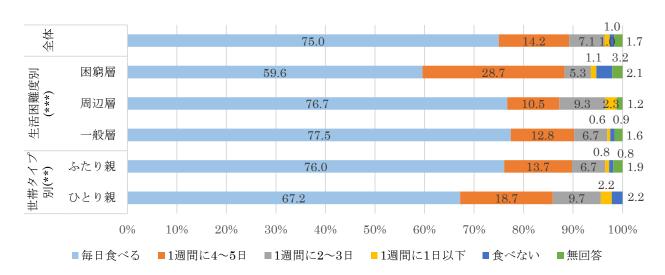
図表 6-2 朝食の摂取状況(小学 5 年生):生活困難度別(***)、世帯タイプ別(***)



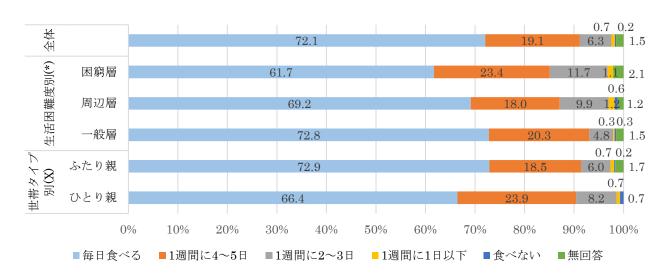
図表 6-3 朝食の摂取状況(中学 2 年生):生活困難度別(***)、世帯タイプ別(***)



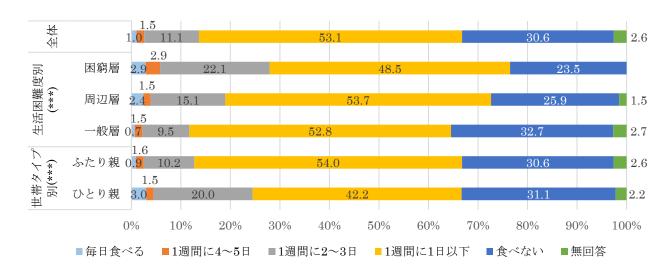
図表 6-4 「野菜」の摂取状況(中学 2 年生):全体、生活困難度別、世帯タイプ別



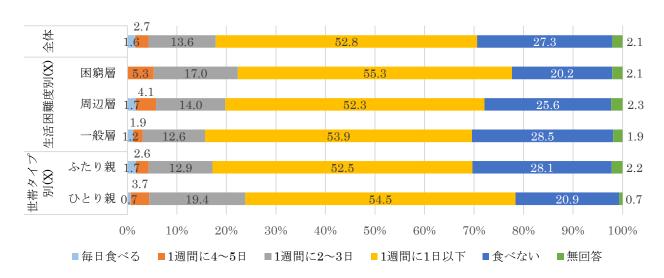
図表 6-5 「肉や魚」の摂取状況(中学 2 年生):全体、生活困難度別、世帯タイプ別



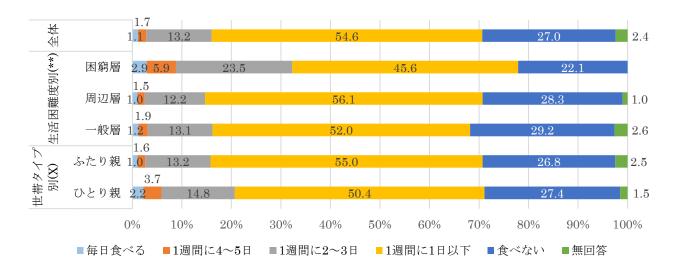
図表 6-6 「カップめん・インスタントめん」の摂取状況(小学 5 年生):全体、生活困難度別、世帯タイプ別



図表 6-7 「カップめん・インスタントめん」の摂取状況(中学2年生):全体、生活困難度別、世帯タイプ別

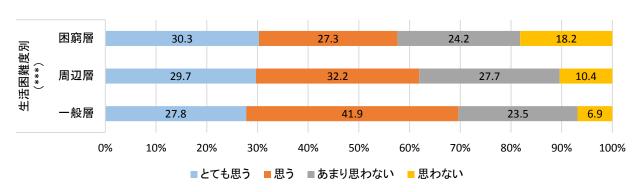


図表 6-8 「買ってきたおにぎり・お弁当」の摂取状況(小学 5 年生):全体、生活困難度別、世帯タイプ別

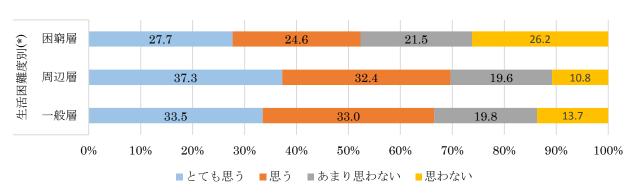


考察7【自己肯定感】

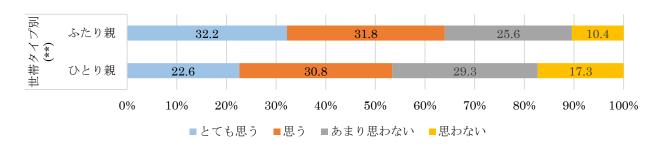
図表 7-1 「自分は価値のある人間だ」について(小学 5 年生):生活困難度別(***)



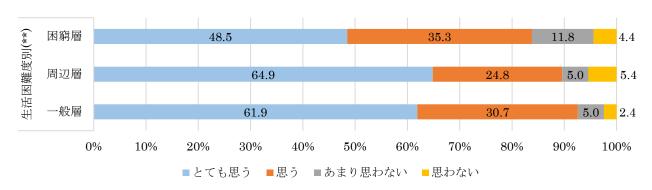
図表 7-2 「自分のことが好きだ」について(小学 5 年生): 生活困難度別 (*)



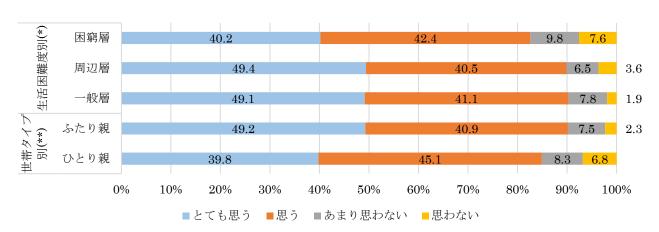
図表 7-3 「自分の将来が楽しみだ」について(中学 2 年生):世帯タイプ別 (**)



図表 7-4 「自分は家族に大事にされている」について(小学 5 年生):生活困難度別(**)

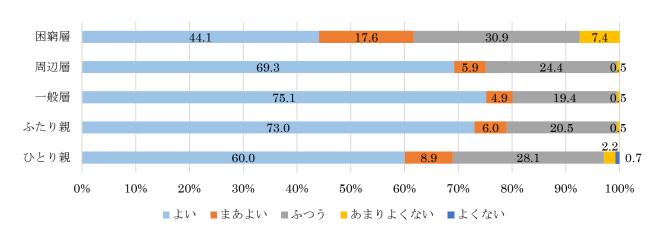


図表 7-5 「自分は家族に大事にされている」について(中学 2 年生):生活困難度別(*)、世帯タイプ別(**)

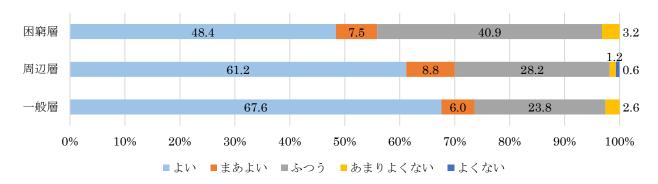


考察8【子どもの健康状態】

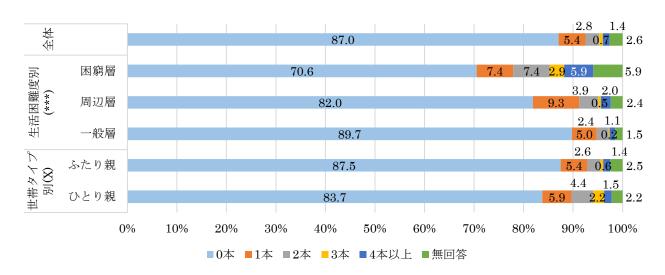
図表 8-1 子どもの健康状態(小学 5 年生):世帯タイプ別(***)生活困難度別(***)



図表 8-2 子どもの健康状態(中学 2年生):生活困難度別(**)



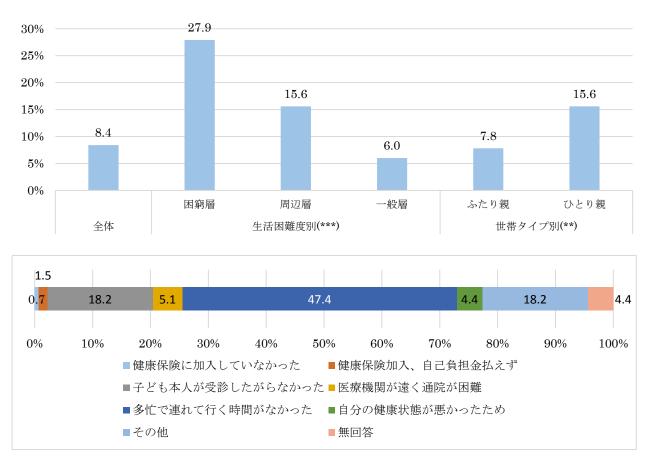
図表 8-3 虫歯の本数(小学5年生):全体、生活困難度別、世帯タイプ別



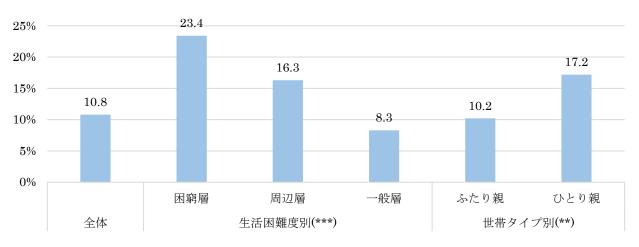
図表 8-4 虫歯の本数(中学 2 年生):全体、生活困難度別、世帯タイプ別

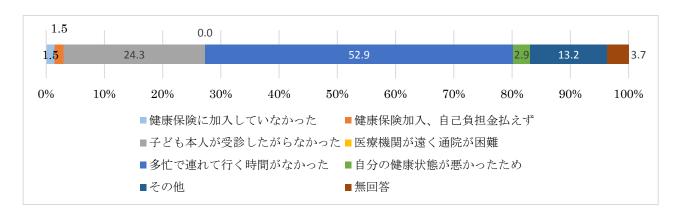


図表 8-5 医療サービスの受診抑制が「あった」割合と理由(小学5年生):全体、生活困難度別、世帯タイプ別



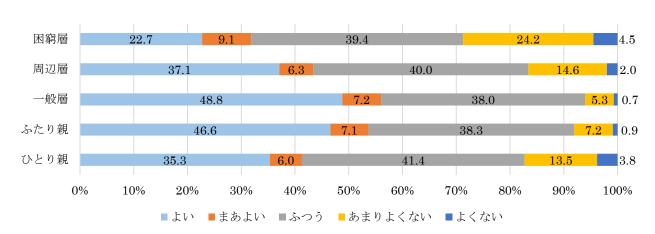
図表 8-6 医療サービスの受診抑制が「あった」割合と理由(中学2年生):生活困難度別、世帯タイプ別



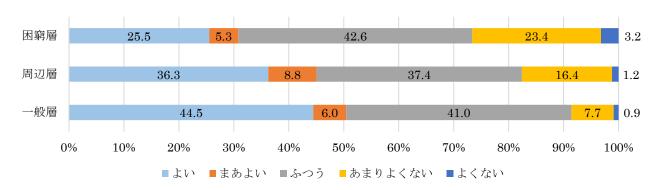


考察9【保護者の健康状態】

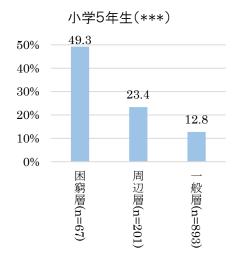
図表 9-1 保護者の健康状態(小学 5 年生):世帯タイプ別(***)、生活困難度別(***)



図表 9-2 保護者の健康状態(中学 2 年生):生活困難度別(***)



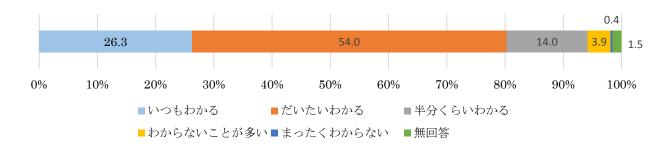
図表 9-3 保護者の抑うつ傾向「あり」:生活困難度別



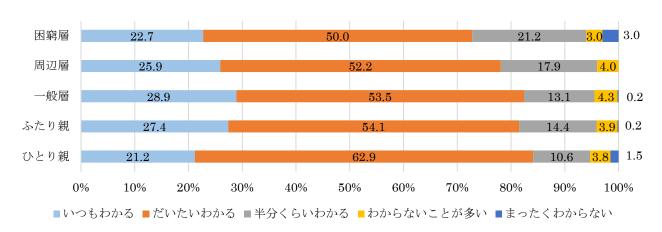


考察10【授業の理解度】

図表 10-1 授業の理解度(小学5年生)



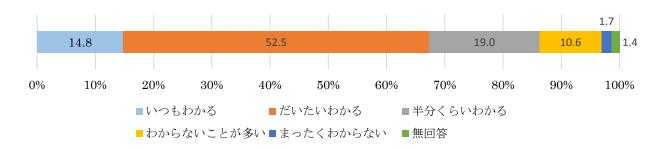
図表 10-2 授業の理解度(小学 5 年生):生活困難度別(***)、世帯タイプ別(**)



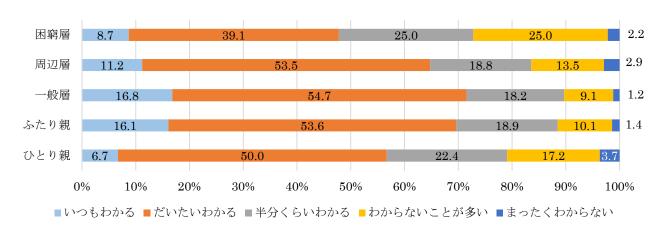
図表 10-3 授業がわからなくなってきた時期(小学 5 年生) (n=70)



図表 10-4 授業の理解度(中学2年生)

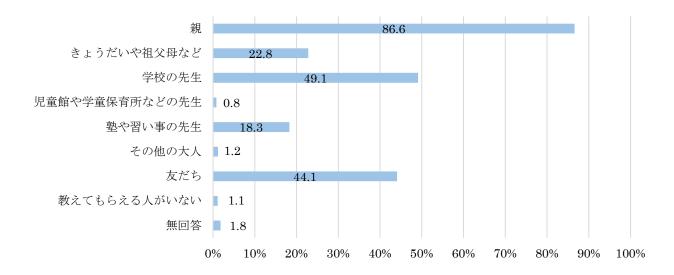


図表 10-5 授業の理解度(中学 2 年生):生活困難度別(***)、世帯タイプ別(***)

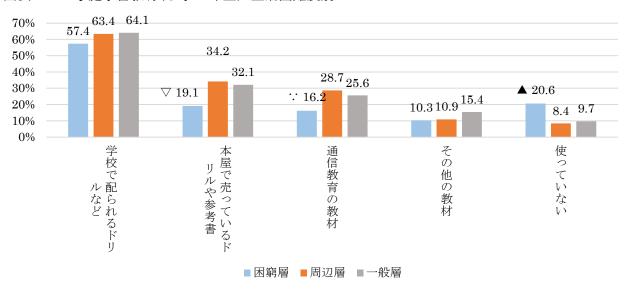


考察11【学校外での学習】

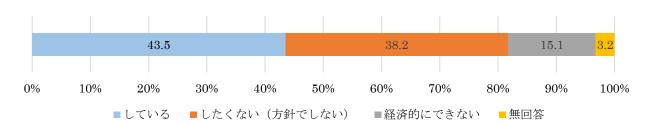
図表 11-1 勉強がわからない時に教えてもらう人(小学 5 年生):全体(複数回答)



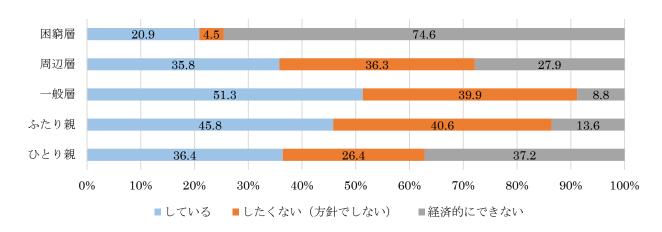
図表 11-2 家庭学習教材(小学 5 年生):生活困難度別



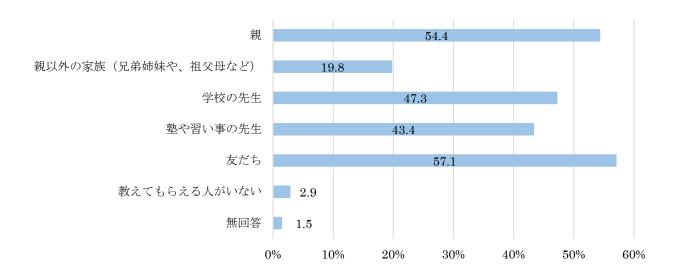
図表 11-3 子どもを塾に通わせている割合(小学 5 年生)



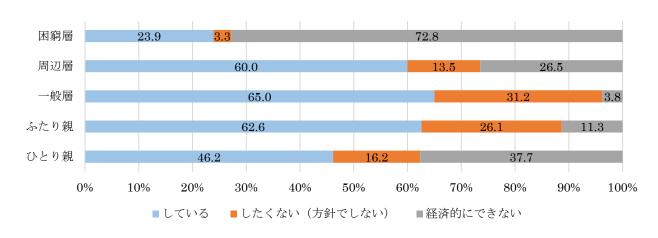
図表 11-4 子どもを塾に通わせている割合(小学 5 年生):生活困難度別(***)、世帯タイプ別(***)



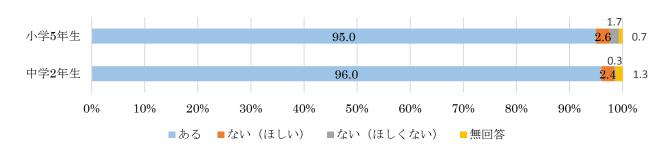
図表 11-5 勉強がわからない時に教えてもらう人(中学2年生):全体(複数回答)



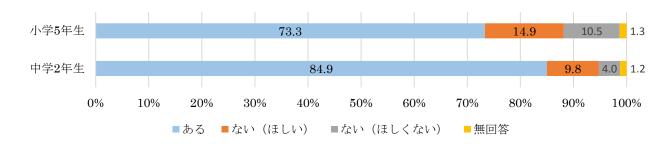
図表 11-6 子どもを塾に通わせている割合(中学 2 年生):生活困難度別(***)、世帯タイプ別(***)



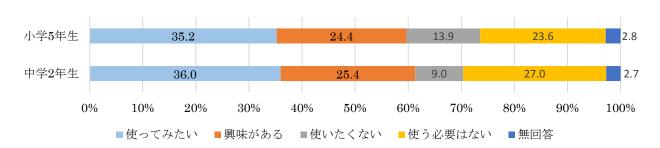
図表 11-7「自宅で宿題をすることができる場所」の有無(小学 5 年生、中学 2 年生):全体



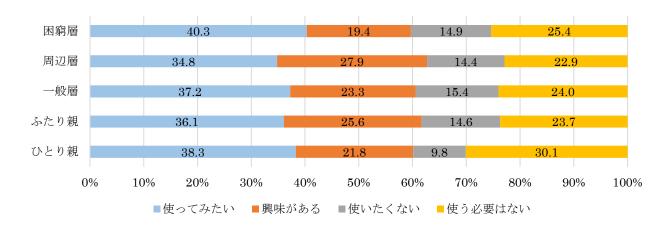
図表 11-8 「(自宅で)インターネットにつながるパソコン」の有無(小学5年生、中学2年生):全体



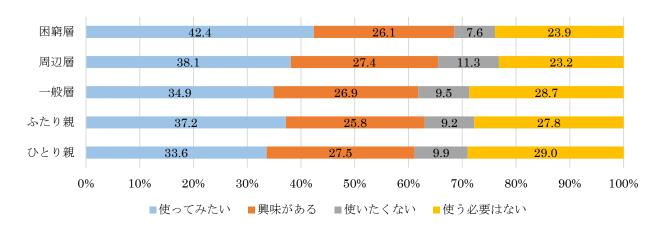
図表 11-9 家で勉強できない時に静かに勉強できる場所の利用意向(小学 5 年生、中学 2 年生)



図表 11-10 家で勉強できない時に静かに勉強できる場所の利用意向(小学 5 年生): 世帯タイプ別(X)生活困難度別(X)



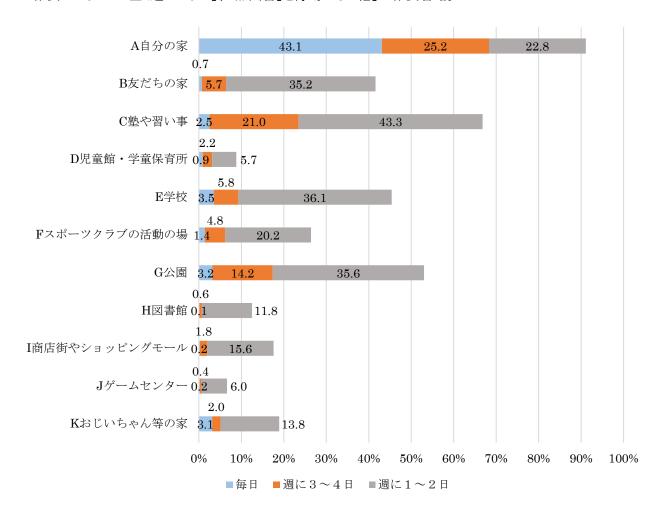
図表 11-11 家で勉強できない時に静かに勉強できる場所の利用意向(中学 2 年生):世帯タイプ別(X)生活困難度別(X)



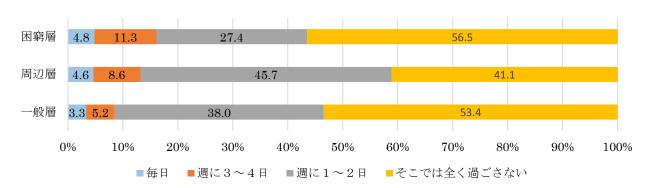
考察12【居場所】

図表 12-1 平日の放課後に過ごす場所(小学 5 年生):全体

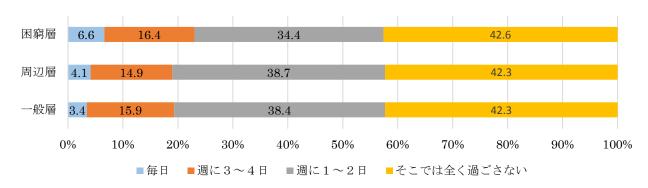
※作表上「そこでは全く過ごさない」、「無回答」を除く。「その他」は作表省略。



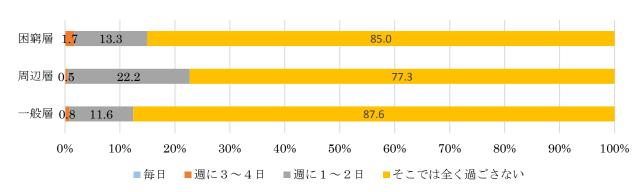
図表 12-2 平日の放課後に学校で過ごす頻度(小学5年生):生活困難度別(**)



図表 12-3 平日の放課後に公園で過ごす頻度(小学 5 年生):生活困難度別(X)



図表 12-4 平日の放課後に図書館で過ごす頻度(小学5年生):生活困難度別(***)

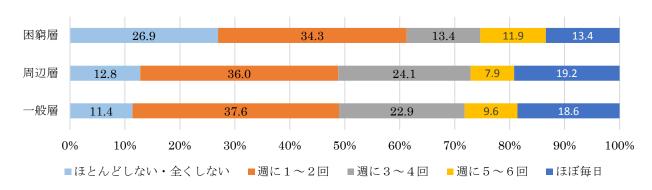


図表 12-5 放課後子ども教室の参加状況(小学 5 年生): 八王子市、《参考》都調査



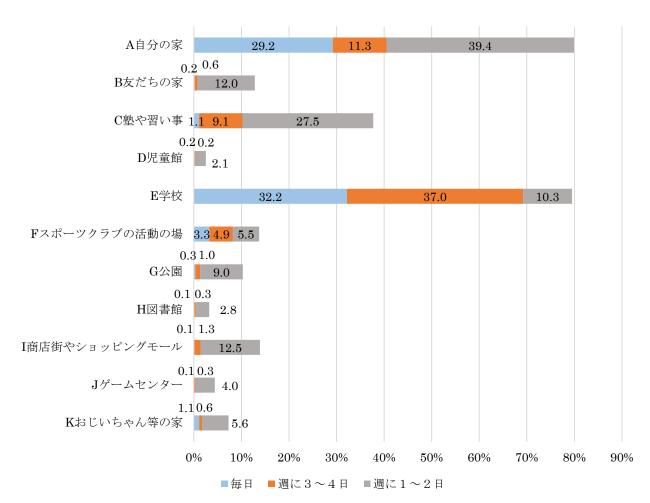
出所:東京都福祉保健局(2017)「東京都子どもの生活実態調査」

図表 12-6 30 分以上体を動かす遊びや習い事をする頻度(小学5年生):生活困難度別(**)

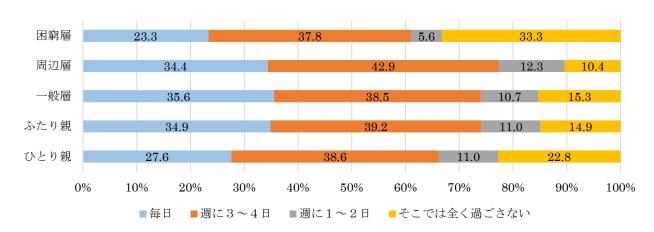


図表 12-7 平日の放課後に過ごす場所(中学 2 年生)

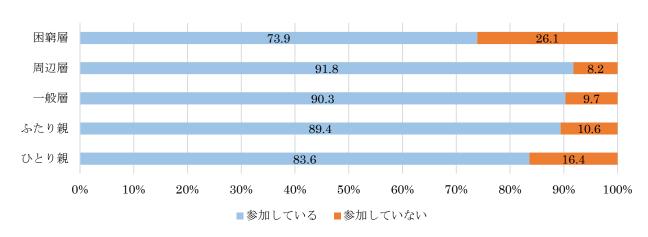
※作表上「そこでは全く過ごさない」、「無回答」を除く。「その他」は作表省略。



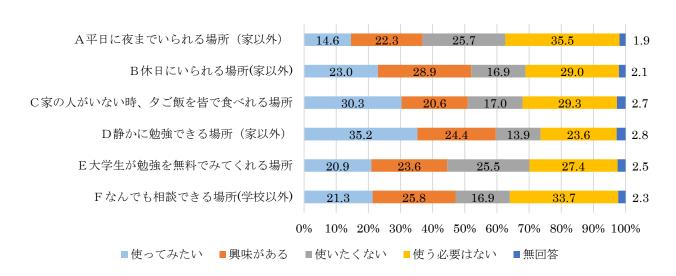
図表 12-8 平日の放課後に学校で過ごす頻度(中学2年生):生活困難度別(***)、世帯タイプ別(*)



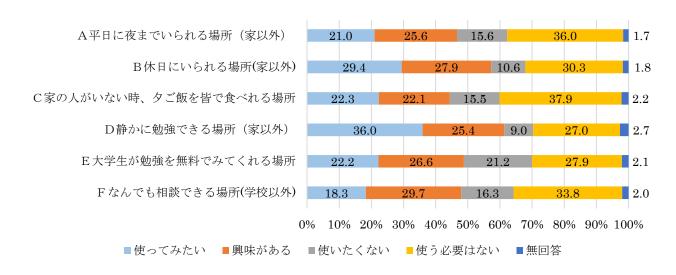
図表 12-9 クラブ活動の参加状況(中学 2 年生):生活困難度別(***)、世帯タイプ別(**)



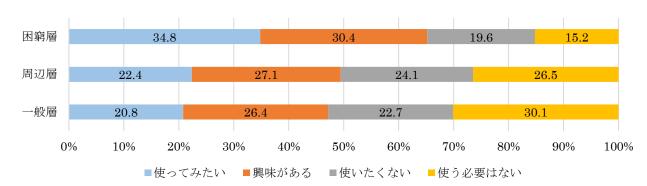
図表 12-10 施設の利用意向(小学5年生):全体



図表 12-11 施設の利用意向(中学 2 年生):Eを除き全て生活困窮度別(X)、世帯タイプ別(X)、Eのみ生活困窮度別(**)、世帯タイプ別(X)

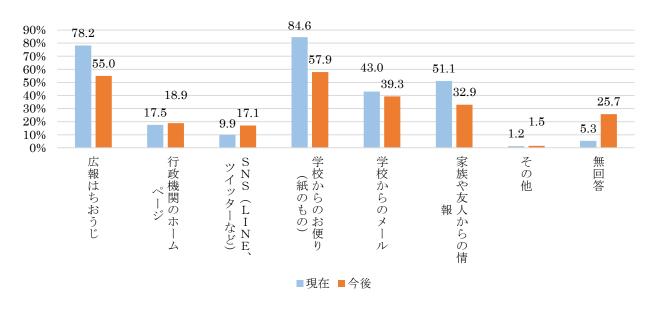


図表 12-12 大学生が勉強を無料でみてくれる場所の利用意向(中学 2 年生):生活困難度別(**)

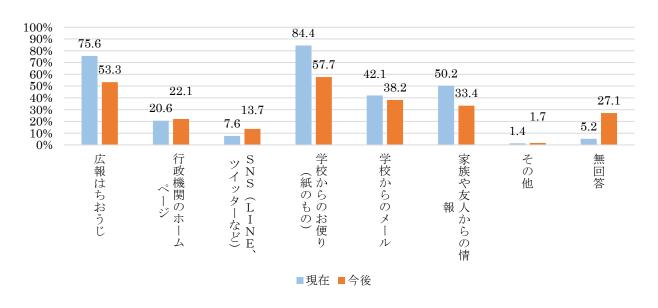


考察13【子どもの支援に関する情報経路】

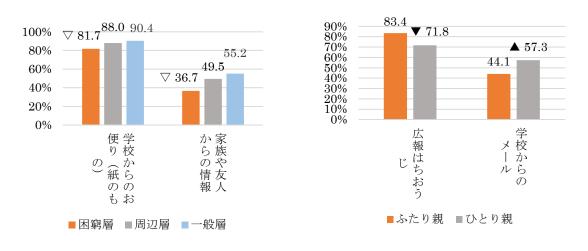
図表 13-1 子どもに関する施策等の情報経路(小学 5 年生)



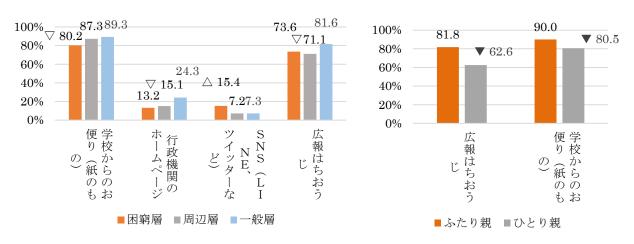
図表 13-2 子どもに関する施策等の情報経路(中学 2 年生)



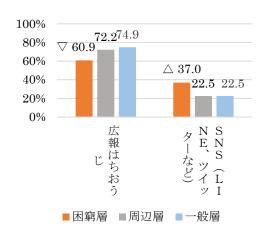
図表 13-3 子どもに関する施策等の現在の情報経路(小学 5 年生):生活困難度別、世帯タイプ別(全体平均と 比較して、有意な差があるもののみ)

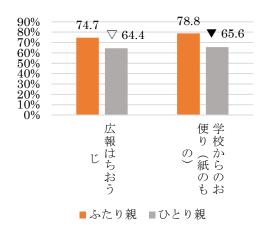


図表 13-4 子どもに関する施策等の現在の情報経路(中学 2 年生):生活困難度別、世帯タイプ別(全体平均と 比較して、有意な差があるもののみ)



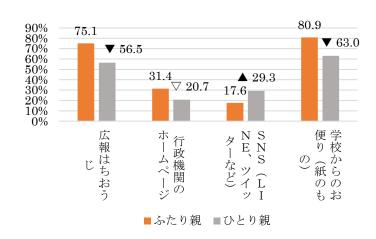
図表 13-5 子どもに関する施策等の今後受け取りたい情報経路(小学 5 年生)生活困難度別、世帯タイプ別(全体平均と比較して、有意な差があるもののみ)





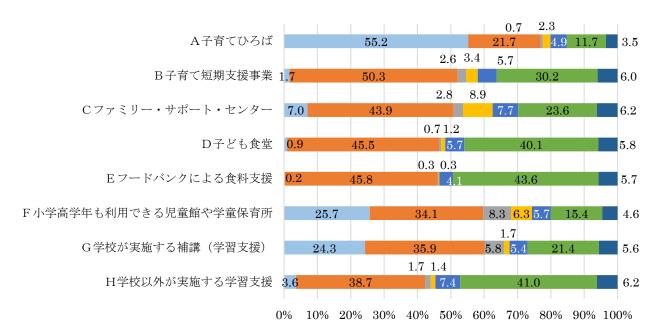
図表 13-6 子どもに関する施策等の今後受け取りたい情報経路(中学2年生)生活困難度別、世帯タイプ別(全体平均と比較して、有意な差があるもののみ)





考察14【支援制度の利用状況】

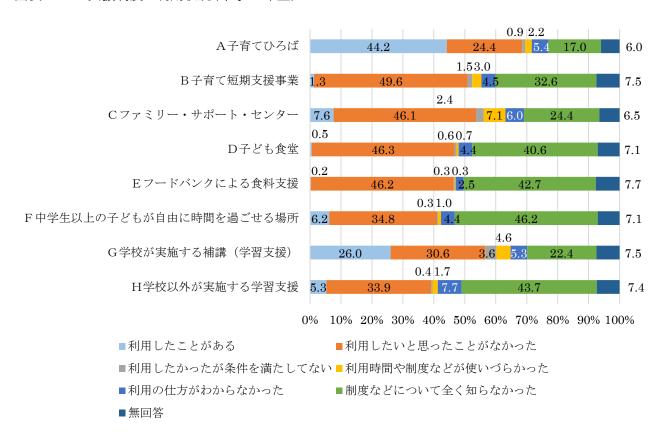
図表 14-1 支援制度の利用状況(小学 5 年生)



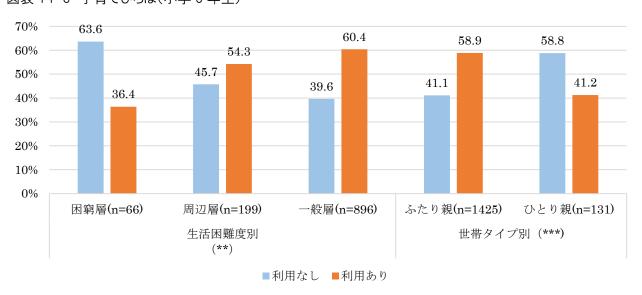
- ■利用したことがある
- ■利用したいと思ったことがなかった
- ■利用したかったが条件を満たしてない■利用時間や制度などが使いづらかった
- ■利用の仕方がわからなかった
- ■制度などについて全く知らなかった

■無回答

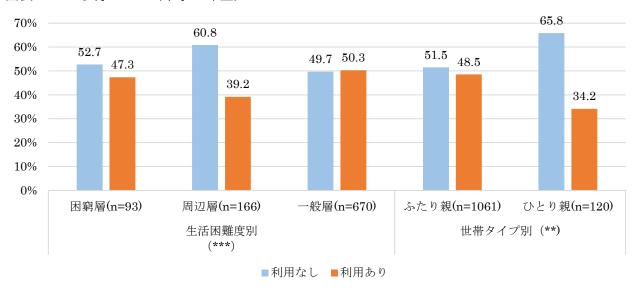
図表 14-2 支援制度の利用状況(中学 2年生)



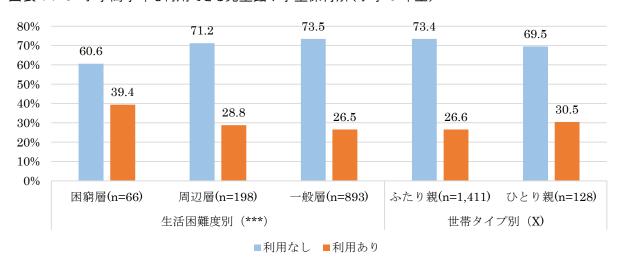
図表 14-3 子育てひろば(小学 5 年生)



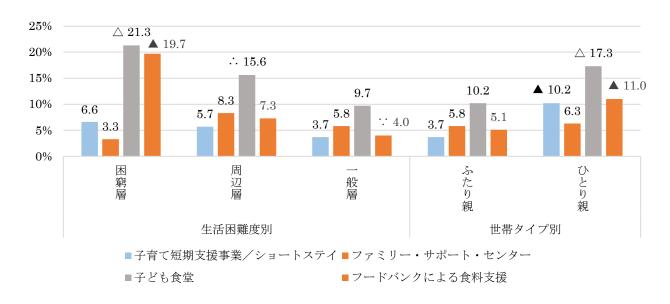
図表 14-4 子育てひろば(中学 2 年生)



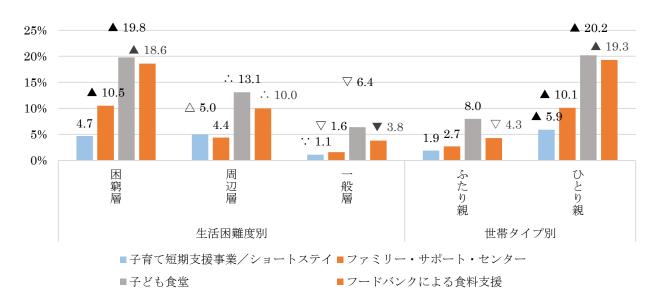
図表 14-5 小学高学年も利用できる児童館や学童保育所(小学 5 年生)



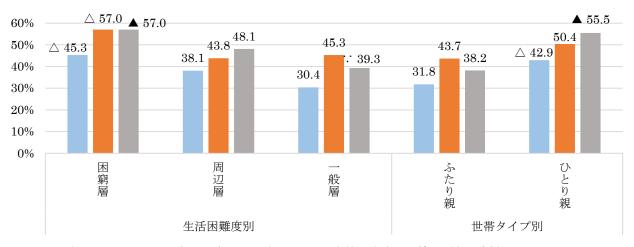
図表 14-6 保護者の利用意向(小学5年生):生活困難度別、世帯タイプ別



図表 14-7 保護者の利用意向(中学2年生):生活困難度別、世帯タイプ別



図表 14-8 保護者の利用意向(中学2年生):生活困難度別、世帯タイプ別



- ■中学生以上の子どもが自由に時間を過ごせる場所■学校が実施する補講(学習支援)
- ■学校以外が実施する学習支援

子ども及び子育て世帯に係る主な事業・取組

国が定めた「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)において、「子供の貧困対策 に関する当面の重点施策として取り組むこととした事項」を参考に、「教育の支援」「生活の支援」「保護 者に対する就労の支援」「経済的支援」「その他の支援」に分類し掲載しています。

I 「学校」をプラットフォーム とした総合的な子供の貧困 対策の展開 i 学校教育による学力保障	
II 就学支援の充実 i 義務教育段階の就学支援の充実	
ii 「高校生等奨学給付金(奨学のた 制度」などによる経済的負担の	こめの給付金)
iii 特別支援教育に関する支援の充	実
教 Ⅲ 就学支援の充実 iii 特別支援教育に関する支援の充	実
で 支援	な奨学金制度等の
IV 生活困窮世帯等への学習支援	
V その他の教育支援 i 夜間中学校の設置促進	
ii 子供の食事・栄養状態の確保	
iii 多様な体験活動の機会の提供	
I 保護者の生活支援 i 保護者の自立支援	
ii 母子生活支援施設等の活用	
II 子供の生活支援i 食育の推進に関する支援	
ii ひとり親家庭や生活困窮世帯のづくりに関する支援 活	子供の居場所
での 支援体制の整備 i 関係機関が連携した包括的な 支援体制の整備 i 関係機関の連携	
W 子供の就労支援 i 親の支援のない子供等への就労	支援
V その他の生活支援 i 妊娠期からの切れ目のない支援	等
ii 住宅支援	
3 保護者に対する就労の支援 i 親の就労支援	
3 保護者に対する就労の支援 i 親の就労支援 4 経済的支援	

八王子市の事業・取組	事業・取組の内容	所管名
	1 教育の支援	
I「学校」をプラットフォームと「 i 学校教育による学力保障	した総合的な子供の貧困対策の展開	
スクールソーシャルワーカー活用	不登校を切り口として、学校だけでは対応が困難なケースに対して、スクールソーシャルワーカーが社会福祉の専門的な立場から家庭訪問や関係機関との連携等による支援を行う。	₩.★ . ₩
登校支援ネットワーク の整備	心理相談員・スクールソーシャルワーカー・教育関係者による専門家チームが学校等関係機関と連携し、不登校初期段階からの支援を行うとともに、不登校の予防に努める。	- 教育支援課
アシスタントティー チャーの配置	小・中学校において、児童・生徒の学力向上を図るため 授業などの指導補助を行う。	
土曜日及び放課後等の学習支援	学習内容の習得が不十分な児童・生徒や、自主的に学習 を進めようとする児童・生徒を対象としてボランティア を活用し、土曜日及び放課後等における補習を計画的に 実施する。	指導課
Ⅲ 就学支援の充実ⅰ 義務教育段階の就学支払	での女中	
保・幼・小連携	保育園、幼稚園、小学校、児童館、学童保育所、子ども 家庭支援センター等の関係機関が連携し、地域での子ど もの「つながる育ち」を支える仕組みをつくる。	子どものしあわせ課
就学援助	認定基準に該当した小・中学校の児童・生徒の保護者 に、学用品費や校外活動費、給食費などの就学援助費を 支給し、保護者の経済的な負担軽減を図る。	教育支援課
交通機関等利用児童・ 生徒への交通費補助	徒歩通学が困難な地域の児童・生徒に対して交通費等を 補助し、保護者負担の軽減を図る。	
ii 「高校生等奨学給付金(對	奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減	
教育支援資金貸付	所得の少ない世帯に対して、高校・大学等への進学や就 学資金の貸付を行う。 (八王子市社会福祉協議会で実 施)	生活自立支援課
奨学金の支給	高等学校等に在学し、成績良好、心身健全で、かつ経済 的理由により修学困難な方に対し、奨学金を支給する。 月額1万円(返済不要)	教育支援課
iii 特別支援教育に関する支	を援の充実	
特別支援教育 特別な支援を要する子 どもへの切れ目のない 支援体制の構築	学校教育部、医療保険部、子ども家庭部、福祉部が連携して、はちおうじっ子・切れ目のない支援事業(マイファイル)により、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制を整備する。	教育支援課
特別支援教育就学奨励 費	特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に学用品費 や特別支援学級宿泊生活訓練費などを支給し、保護者の 経済的な負担軽減を図る。	

,	八王子市の事業・取組	事業・取組の内容	所管名
	式学支援の充実		
ii	i 特別支援教育に関する	支援の充実	
	心理相談員等による 小・中学校への巡回相 談	小・中学校における特別な支援を要する児童・生徒について、心理相談員や言語聴覚士、作業療法士がチームで学校を訪問し、授業観察や聞き取りなどを通して見立てを行い、校内での支援等について助言を行う。	
	就学相談	特別な支援が必要とする子どもの就学について、保護者 の希望や子どもの発達状況等を総合的に判断しながら、 最適な環境を考えていくための相談を行う。	
	学校サポーター・特別 支援ボランティア	学級担任といっしょに、クラスの中の特別な支援を必要 とする児童・生徒をサポートする。	
	特別支援学級指導補助 員・学校サポーター (固定学級)	特別支援学級において、教員を補助し児童・生徒の学習 及び安全管理に対する支援を行う。	
	校外学習付添員	特別支援学級の校外学習の実施に際し、児童・生徒の安全を確保するため、教員の補助として付添員を配置する。	教育支援課
	支援員	内部疾患や肢体不自由等、個別の支援が必要な児童・生 徒に対する支援を行う。	
	看護師	医療的ケアが必要な児童・生徒に対する支援を行う。	
	学習指導補助員	高尾山学園において、教員を補助し児童・生徒の学習、 体験活動等の支援を行う。	
	高尾山学園校外学習付 添員	高尾山学園において、校外学習の実施に際し、児童・生 徒の安全を確保するため、教員の補助として付添員を配 置する。	
ш	大学等進学に対する教育権	幾会の提供	
i	高等教育の機会を保障	するような奨学金制度等の経済的支援の充実	
	受験生チャレンジ支援貸付事業	中学3年生、高校3年生等に塾費用や受験料を無利子で貸付を行う。(高校大学等に入学した場合は返済免除) (八王子市社会福祉協議会で実施)	生活自立支援課
IV 5	7 生活困窮世帯等への学習支援		
	学習支援教室「はち☆ スタ」	生活保護受給世帯・児童扶養手当全部支給世帯の中学生を対象に学習支援教室(無料塾)を実施する。	
	訪問による学習支援	通常の就学や無料学習教室への参加をはじめ社会参加が可能な状態になる事を目的として、生活保護世帯・児童 扶養手当全部支給世帯等で不登校・引きこもり等の中高校生等に対して訪問による学習支援を実施する。	生活自立支援課

	八王子市の事業・取組	事業・取組の内容	所管名
IV 4	生活困窮世帯等への学習	支援	
	生活保護世帯健全育成	生活保護受給世帯の小・中学生を対象に、学童服・運動衣代、夏季健全育成費、修学旅行支度金を支給する。	生活福祉総務課、生活福祉地区第一課、 生活福祉地区第二課、 生活福祉地区第二課
	ひとり親家庭学習支援 「ゆめ★はち先生」	児童扶養手当全部支給世帯の中学3年生を対象に一人ひとりにあった学習支援を行う大学生等の家庭教師を無料で家庭に派遣する。(学習支援事業「はち☆スタ」を優先)	子育て支援課
_	その他の教育支援 夜間中学校の設置促進		
	第五中学校夜間学級	義務教育未修了者及び不登校等により実質的に義務教育 を十分に受けられなかった者を対象とする。	教育支援課
i	- i 子供の食事・栄養状態の) 確保	
	地域子ども支援事業	地域の子どもを支える市民活動「子ども食堂」「無料学 習塾」などが継続して活動しやすいよう、活動団体の ネットワーク化を図る。	子どものしあわせ課
	小・中学校給食	食生活を通して児童・生徒の健全な心身を育成するとと もに、食に関する正しい知識の習得を促すために、「学校 給食法」に基づいた学校給食を提供する。	保健給食課
	給食センターの整備	食缶方式による温かい中学校給食を提供するとともに、 食育を推進するため、給食センターを整備する。	
ii	iii_多様な体験活動の機会の提供		
	夏休み子どもいちょう 塾	小学校4・5・6年生を対象とした、大学等の教員による体験授業を行う。(大学コンソーシアム八王子と共催)	
	夢美術館夏期中学生以 下無料	子どもたちが来館しやすい環境づくりのため、夏期特別 展入館料を無料としている。 ((公財)学園都市文化ふれ あい財団で実施)	学園都市文化課
	伝統文化ふれあい事業	子どもを含む市民が気軽に伝統文化に触れる機会を創出 し、伝統文化の次世代の担い手を育成する。(伝統文化 ふれあい事業実行委員会で実施)	
	赤ちゃんふれあい事業	次代を担う中学生が、妊娠・出産に関する知識を学び、 妊婦さんや乳幼児親子とふれあう体験を通じて、命の大 切さを再確認し、自尊感情を育む。	子どものしあわせ課
	子どもの生活力向上事 業	ひとり親家庭の小学5・6年生を対象に、学習のきっかけ づくりや生活力の向上を目指すプログラムを実施する。	子育て支援課
	交通安全教育	保育、幼稚園児への交通安全教室、小学校3年生を対象にした自転車安全運転免許証発行事業、小学校5年生を対象にした自転車安全教室、中高生を対象にしたスケアードストレイト的手法による自転車安全教室を実施する。	交通事業課
	交通公園の管理運営事 業	子どもたちが交通ルールやマナーを学べる場として、交 通公園を設置している。	

	八王子市の事業・取組	事業・取組の内容	所管名
V	その他の教育支援		
ii	i_多様な体験活動の機会の	の提供 Table Table	
	広域部活動事業	部活動指導員や部活動指導補助員を配置し、生徒のニーズに応じた部活動を推進するために、広域部活動を行う。	指導課
	はちおうじっ子の夏休 み!イベントカレン ダー	夏休み期間に市が開催する体験・学習などのイベントや催しを冊子にまとめ、市内小学校に配布する。(イベント実施所管は生涯学スポーツ部各課のほか20~25所管、都立学校等)	生涯学習政策課
	一日図書館員・職場体 験	図書館での職場体験等を通じ、図書館への理解と利用促進を図る。	
	おはなし会	これまで読書に興味が持てない子どもやその保護者に対し図書館に興味を持てるように働きかけを行う。また、親子が一緒に楽しむ中で、図書館や本に親しむ機会を作る。	
	ブックスタート・3歳 児健診読み聞かせ	保健福祉センターが行う3・4か月児健診・3歳児健診の機会をとらえ、子育てに役立つ絵本の情報を伝え、赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆっくり心触れ合うひとときを提供することにより、乳児が健やかに育ち、保護者が安心して子育てのできる環境づくりに寄与する。	中央図書館、生涯学 習センター図書館、 南大沢図書館、川口 図書館
		簡単な絵本を作成する講座を開催し、手づくりの本展に 出展してもらい、本に親しみと愛着を持つ機会を提供す る。(中央図書館で実施)	
	ぴよぴよ絵本のじかん	1~2歳児と保護者を対象に、図書館や本に親しむ機会を 提供することにより、読書活動の推進を図る。(南大沢 図書館で実施)	
	からまつ保育園・松枝 小学校図書館体験学習	図書館での読み聞かせやブックトークを通じ、子どもたちの読書活動のきっかけ作りを行う。 (川口図書館で実施)	
		2 生活の支援	
I f	呆護者の生活支援		
i	保護者の自立支援		
	女性のための相談	電話相談や専門の女性相談員による相談、カウセリング、弁護士相談を実施する。	
	シングルマザー応援講座	シングルマザーを対象に、子どもの学費や今後のマネープランについての講話や就労に向けたアドバイスを行う。また、シングルマザー同士の交流会を実施している。	男女共同参画課
	あなたの心の相談室	カウンセラーが直接または電話による相談を実施する。	市民生活課
	地域福祉推進拠点にお ける相談・支援	地域生活における困りごとの相談を受け、専門機関につ なぐなどの支援を行う。	福祉政策課、社会福 祉協議会

	八王子市の事業・取組	事業・取組の内容	所管名
_	呆護者の生活支援		
	は保護者の自立支援		
	自立相談支援事業	生活に困りごとや不安を抱えている方(生活保護を受給している方を除く)の相談を受けて、支援プランを作成し、自立に向けた支援を実施する。	
	家計改善支援事業	家計に問題を抱える方の相談に応じ、必要な情報提供や 専門的な助言等を行うことで、相談者自身の家計管理能 力を高め、生活再生を支援する。	
	低額診療	受診の必要があるにもかかわらず、医療費の負担が困難な世帯に対して、社会福祉法による「無料低額診療」をあっせんする。	生活自立支援課
	子どもの健全育成事業	子どもの健全育成支援員を4名配置。生活保護受給世帯・ 児童扶養手当全部支給世帯の中学生のいる家庭を対象に 日常生活に関する相談や高校中退予防かかわる活動、関 係機関との連携を図る。	
ı	生活保護法による扶助 事業 (母子加算等)	ひとり親世帯・母子加算 (子の人数に応じて支給) 等を支給する。	生活福祉総務課、生活福祉地区第一課、
	被保護者自立促進事業 (次世代育成支援)	生活保護世帯に対して自立支援に要する経費の一部を支給する。	生活福祉地区第二課
	母子家庭等就業・自立 支援センター事業	就業支援事業、就業支援講習会等事業、弁護士による養育費などの法律相談、養育費・面会交流講座、ニーズ調査、メールマガジンの発行などを行う。	
	ひとり親家庭ホームへ ルプサービス	ひとり親家庭の保護者が、就業や一時的な病気などで、 お子さんの見守りや家事が困難となった時にホームヘル パーを派遣する。	子育て支援課
	母子・父子自立支援員 による相談事業(ひと り親家庭相談事業)	ひとり親家庭の親に対し、生活全般、子育て相談、資金 貸付、離婚前相談などの相談、支援を行う。	
	ひとり親家庭親子ふれ あい事業	ひとり親家庭の親子や家庭間のふれあいの機会をつくる ため、親子一緒の料理教室や、親同士の情報交換会を実 施する。	
	子育てひろば	子育て中の保護者の孤立を防ぐため、遊びをとおしたグループ活動で、保護者の仲間づくりを支援する。	児童青少年課、保育 幼稚園課、子ども家 庭支援センター
	子どもと家庭に関する 総合相談	18歳未満の子どもとその家庭に関する総合相談を実施している。直接の相談以外にも気軽に相談できるよう電話やメールなどでも対応している。	子ども家庭 支援センター
	ごみ袋無料配布	生保世帯や児童扶養手当受給世帯等にごみ袋を無料で配布する。	ごみ減量対策課

八王子市の事業・取組		事業・取組の内容	所管名
_	保護者の生活支援		
j	保護者の自立支援		
	総合教育相談事業	・【心理教育相談】小・中学生とその保護者を対象に、心理専門の相談員が、不登校、いじめ、発達の心配等、子どもの学校生活や家庭生活に関する相談について対応する。 ・【学校相談】小・中学生の保護者を対象に、教職経験のある相談員が、学校の指導のことで困っていること、心配なことについての相談に対応する。 ・【青少年相談】高校生、20歳未満の青少年とその保護者を対象に、教職経験のある相談員が、いじめや非行、ひきこもり等、青少年の学校、家庭生活に関する相談に対応する。 ・【こども電話相談】子ども専用の電話相談の窓口を設け、いじめや友人関係、家族や先生との関係などの悩みについて、子どもからの直接の相談に対応する。	教育支援課
	まフィーカキャラバ ン」	子育てや他の保護者、教員との接し方などに疑問や悩みがある保護者の心理的負担を軽減することを目的に、参加者同士が少人数でコミュニケーションを図るワークショップを、家庭教育支援チーム(文部科学省登録)と協働で開催する。	生涯学習政策課
l li	母子生活支援施設等の	活用	
	母子生活支援施設入所	DVや養育困難などの特別な事情を有する母子世帯に対し、母子生活支援施設へ入所することにより、生活環境の安定と児童の福祉の増進を図る。	子育て支援課
	2供の生活支援 食育の推進に関する支担	爱	
	市民食育講座	国の定めた6月の食育月間に市民食育講座を開催し、食育に関する普及啓発を行う。	健康政策課
	農業体験事業	稲作体験、ジャガイモ掘り、サツマイモ掘りの農業体験 を通じて食育について学ぶ機会を提供する。	農林課
	食育の推進	学校給食を充実させていくとともに、成長段階に合わせ、すぐに実践できる知識や技能を身につけられるような食育を推進していく。	保健給食課
ii	ひとり親家庭や生活困窮	世帯の子供の居場所づくりに関する支援	
	学童保育所待機児童の 居場所対策	学童保育所待機児童を対象に、小学校の特別教室等を活用して放課後及び夏休み等の安全で安心な居場所を提供する。	児童青少年課
	児童館	市内12館(分館2館含む)の児童館が、中学生・高校生世代の居場所となっている。また、中高生向けのプログラムも実施している。	
	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は特定妊婦に対し、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う。	子ども家庭 支援センター

	八王子市の事業・取組	事業・取組の内容	所管名	
_	子供の生活支援			
	ii ひとり親家庭や生活困窮	世帯の子供の居場所づくりに関する支援		
	小学校の施設を活用し、保護者や地域の参画を得ながら、放課後の全児童を対象に安全で安心な居場所を提供する。		生涯学習政策課	
	自習室の設置	中央図書館では、施設内2か所Wi-Fi環境が整備された自習スペース(合計70席)がある。 生涯学習センター3館(クリエイトホール、南大沢分館、川口分館)では、土日祝日と学校長期休業期間に自習室「フリースペース」事業を実施している。	中央図書館、学習支援課	
Щ	関係機関が連携した包括的	かな支援体制の整備		
	i 関係機関の連携			
		乳幼児期から就学、進学、就労などの節目でだれもが困ることのないよう、一人ひとりの特性に応じた切れ目のない支援を行う事業の適切な運用を図るため、検討委員会を設置し、関係所管による横断的な意見交換等を行っている。(関係所管:総合経営部、医療保険部、子ども家庭部、産業振興部、学校教育部)	障害者福祉課	
	生活困窮者自立支援 ネットワーク会議	庁内関係所管のほか庁外関係機関(ハローワーク・社会 福祉協議会・民生委員・児童委員)と事業に関する情報 共有、地域における支援体制の検討を行い、生活困窮者 に対する包括的な支援を効果的に実施することを目的と した会議を開催している。	生活自立支援課	
IV	Ⅳ 子供の就労支援			
	i 親の支援のない子供等/	への就労支援		
	若者自立就労支援	八王子若者サポートステイションの登録者に、支援付き の就労訓練を行うことにより、若者の社会的自立・就労 に結びつけ、継続的に就労していけるように支援すると 同時に、協力事業者の開拓も行っている。	児童青少年課	
v	その他の生活支援			
	i 妊娠期からの切れ目のな	い支援等		
	八王子版ネウボラ	妊娠・出産・子育てに関する相談等を通して切れ目のない支援を行う。	大横・東浅川・南大 沢保健福祉セン ター、保健対策課、 子ども家庭支援セン ター	
	ii 住宅支援			
	住居確保給付金支給	離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、 住宅を喪失している又は喪失するおそれのある者に対し て原則3か月(一定の条件のもと延長・再延長あり)家賃 相当額を支給することで住居及び就労機会の確保を支援 する。(資産・収入条件あり)	生活自立支援課	
	都営住宅の入居者募集 (参考)	子育て世帯については入居資格の所得要件を緩和している。若年ファミリー世帯向けに定期使用住宅の割当がある。ひとり親世帯は、抽選方式の場合は、7倍の優遇倍率となる。	住宅政策課	

	八王子市の事業・取組	事業・取組の内容	所管名
_	その他の生活支援		
	ii 住宅支援		
	市営住宅の入居者募集	子育て世帯については入居資格の所得要件を緩和する。 ひとり親世帯は、ポイント(点数評価)方式の場合は子 育て世帯の加点に更に加点する。ひとり親世帯は、抽選 方式の場合は、2倍の優遇倍率とする。	
	家賃低廉化補助事業	賃貸人に補助金を交付することで、子育て世帯を含む低 額所得者に市営住宅並家賃の民間賃貸住宅を供給する。	住宅政策課
	居住支援協議会の運営	住宅確保要配慮者向け住宅、協力不動産店情報及び居住 支援サービス情報の提供や相談会及び窓口を通したマッ チングにより住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑 な入居を支援する。	
		3 保護者に対する就労の支援	
	i 親の就労支援		
	就労支援事業	就労支援員が対象者の就労能力や意欲等の状況を総合的に判断し、ハローワーク(就労サポート)や就労アシスト(委託事業)、就労準備支援等の割り振りを行い、適切な就労支援を実施する。 就労アシスト事業:仕事をしたいが中々就職に結びつかない生活困窮者、生活保護受給者などの方に対して、就労意欲を喚起し、その方に合った求人開拓や就職後の定着支援等の支援を行う。	生活自立支援課
	就労準備支援事業	「社会参加に不安がある」、「他の人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに就職することが難しい生活困窮者または生活保護受給者の方に、就労に必要な知識及び能力の向上を目的としたジョブトレーニング等その方に合った支援を行う。	
	就労訓練事業	すぐに就職をすることが難しい方に、短時間作業等を通 じて一般就労に向けたトレーニングを行う就労訓練事業 を実施している事業者あっせんし、就労機会の提供を行 う。	
	子育て中の方の就職支援	八王子市とハローワーク八王子(マザーズコーナー)の 共催で、実務に役立つパソコン講習会及び就職面接会を 実施する(託児付)。	産業政策課
	就業支援専門員による 相談事業(ひとり親家 庭相談事業)	ひとり親家庭の親に対し、就職・転職やキャリアアップ の相談、支援を行う。	7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	自立支援給付金事業	就業に役立つ資格取得等の助成を行う。(高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)	子育て支援課
	病児保育事業利用料負 担軽減補助金	生活保護又は非課税世帯に対し、病児保育事業を利用した際の利用料(2,500円)を補助。	保育幼稚園課

八王子市の事業・取組	事業・取組の内容	所管名
	4 経済的支援	
児童育成手当(育成手当)	18歳の年度末までのお子さんを扶養しているひとり親家 庭等の保護者や養育者に手当を支給する。(申請者の所 得制限あり)※一定の障害を有するお子さんには、20歳 未満までの障害手当を支給する。	
児童育成手当(障害手当)	20歳未満で心身に一定の障害を有するお子さんを扶養している保護者に手当てを支給する。(申請者の所得制限あり)	
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭等の保護者や養育者と18歳の年度末までの お子さん(心身に一定の障害を有するお子さんの場合は 20歳未満まで)の医療費を助成する。(申請者と同居の 親族の所得制限あり)	
児童手当	15歳の年度末までの児童を養育する者に対し、児童手当を支給する。	子育て支援課
乳幼児医療費助成	6歳の年度末までの児童(未就学児)に対し、保険診療の 自己負担分を助成する。	
義務教育就学児医療費 助成	6歳の4月1日から15歳年度末までの児童(義務教育就学児)に対し、保険診療の自己負担分を助成する。(通院のみ1回200円を上限とする自己負担あり)	
母子福祉資金貸付·父 子福祉資金貸付	20歳未満の児童等を扶養している母子(父子)家庭の母 (父)等に対し、修学・修業・転宅資金などの12種類の 資金を貸付する。	
児童扶養手当	18歳の年度末までのお子さん(心身に一定の障害を有するお子さんの場合は20歳未満まで)を挟養しているひとり親家庭等の保護者や養育者に手当を支給する。(申請者と同居の親族の所得制限あり)	
_	5 その他の支援	
i 国際化社会への対応		
外国人サポートデスク	子育てや子どもの教育に関する相談など、広い分野での 相談を行う。	
外国につながる子ども たちの学習支援	外国にルーツを持つ児童・生徒に、放課後、宿題や勉強 のサポートを行う。(学園都市センター・北野事務所で 実施)	多文化共生推進課
日本語学級	日本語の習得・活用が十分でない外国籍の子どもたちや 帰国子女に対し、日本語の習得を目的とする授業を行う ことにより、通常の教科についての学習理解及び生活習 慣の習得を容易にし、教育効果の向上を図る。	教育支援課
外国籍等児童・生徒就学時支援者の派遣	来日して間もない外国籍の子どもたちや帰国子女で、日本語によるコミュニケーションが難しい場合、就学時に初期指導として一定期間、母語を理解できる外国籍等児童・生徒就学時支援者を在籍校に派遣する。	J. IJ J. WARM

	八王子市の事業・取組	事業・取組の内容	所管名
i	その他		
ı	子育て支援メールマガ ジンの発行	メールマガジンやモバイルサイトを活用して、妊娠週数 や月齢に合った妊娠・子育て時期に必要な情報を配信 し、切れ目のない支援を行う。	
ı	子育てガイドブック作 成	子育て支援に関わる各種サービスの情報を分かりやすく 紹介するガイドブックを作成・配布している。	子どものしあわせ課
ı	子育て応援企業支援	子育て中の保護者や子どもたちの成長を支援する取組を 行う企業を「八王子市子育て応援企業」として登録し、 周知している。	
ı	ひとり親家庭支援情報 メールマガジン 「はち☆エール」	ひとり親家庭の方に役立つ制度やセミナー・イベントな どの支援情報を月一回程度発信している。	子育て支援課
	青少年立ち直り支援	家庭環境や住環境により非行など様々な悩みや問題を抱え、または居場所を失っている青少年に対し、更生保護などの関連する機関が相互に連携し、相談、学習支援、体験活動、居場所の提供を行うことにより、青少年の立ち直りを支援している。	児童青少年課
ı	子どもの自転車用ヘル メット購入補助金	市内在住の小学生を対象に自転車用ヘルメット購入時の助成を行っている。	交通事業課
	広報「はちおうじの教育」の発行、市ホームページ及びフェイスブックの活用	保護者や地域住民に対し、教育施策に関する情報やお知らせ、イベント情報などを掲載する。	学校教育政策課
	ひとり親家庭医療費助 成を受けている方の入 館料・観覧料免除	ひとり親家庭医療費助成制度の医療証を入館時に提示することで、入館料とプラネタリウム観覧料が免除される。	こども科学館

「八王子ビジョン2022 アクションプラン」3における 子ども及び子育て世帯に係る主な事業

平成30年度に策定した平成31~33年度(2019~2021年度)のアクションプランにおいて、子どもとその家庭への支援を「特に重点を置く事業」と位置付けています。 下表掲載事業は、計画期間中に取り組む新規事業及び内容の拡大・充実を図る事業になります。

区分	事業名	新規・充実の内容	所管名
充実事業	学習支援<生活困窮者の自 立支援>	経済的に進学塾に通うことが困難な子どもを支援するため、無料学習教室の対象者を児童扶養手当一部支給世帯まで拡大する。	生活自立支援課
新規事業	子ども食堂運営支援<子育 て親子支援>	地域の子どもやその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスのとれた食事を取りながら相互に交流を行う場を提供するため、運営費の一部について補助を行う。	子どものしあわせ課
充実事業	ひとり親家庭学習支援<ひと り親家庭の自立促進>	ひとり親家庭の子どもの高校進学を後押しするため、対象者を中学校3年生から2年生まで広げるとともに、対象世帯を児童扶養手当一部支給世帯まで拡大し、学習支援を実施する。	子育て支援課
充実事業	ひとり親家庭親子ふれあい 事業<ひとり親家庭の自立 促進>	子どもの体験活動の経験を増やし、自らの価値や存在意義を肯定できる感情を高めていくため、ひとり親家庭の親子を対象とした体験活動を中心としたバスツアーを行う。	子育て支援課
充実事業	ひとり親家庭ホームヘルプ サービス事業費くひとり親家 庭の自立促進>	ひとり親家庭が、就業の事情により生活援助や子育 て支援を必要とする場合の家事支援や育児支援の 対象を、小学校3年生から6年生まで広げる。	子育て支援課
充実事業	スクールソーシャルワーカー 活用<登校支援ネットワーク の整備>	不登校を切り口として、学校だけでは対応が困難なケースに対して迅速に対応し、支援の方向性や解決の糸口を学校と共に検討していく仕組みの充実を図るため、スクールソーシャルワーカーを増員する。	教育支援課
新規事業	出張体験講座<生涯学習の 振興>	子どもたちが健やかに育ち、豊かな人生を歩むための支援として、小学校や放課後子ども教室運営団体、PTAなどへ、スポーツやアウトドア、文化芸術などの多様な出張体験講座をコーディネートする。	生涯学習政策課
充実事業	<放課後子ども教室(放課 後子どもプラン)>	子どもたちに放課後や土曜日、夏休み等の安全で安心な居場所とともに、様々な学びや体験の機会を提供するため、地域の方々との協働により放課後子ども教室を実施する。学童保育所との連携による放課後の居場所づくりを一体的に進めるため、実施校を高尾山学園を除く69校に拡大するとともに、週5日実施校を拡大する。	生涯学習政策課
充実事業	家庭教育力の向上<生涯学 習の振興>	子育で家庭の孤立化を防ぐとともに、家庭での教育 力向上を図るため、各学校において保護者と学校 とを繋ぐ人材「(仮称)はちおうじフィーカ・ファシリ テーター」を養成するための講座を開催する。	生涯学習政策課

 $^{^3}$ 基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022」に定めた6つの都市像を実現するために掲げた49の施策を計画 的・効果的・効率的に推進するため、向こう3か年に実施する主要事業を示した実施計画

子どもの生活実態調査報告書【考察版】

平成 30 年 11 月発行 発行/八王子市 作成/総合経営部 経営計画第二課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24番1号

電 話: 042-620-7306 FAX: 042-627-5939

E-mail: b410600@city.hachioji.tokyo.jp